

令和4年2月定例会 経済委員会（付託）

令和4年2月24日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第50号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第59号 令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 令和3年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- ターンテーブルの運営について（資料1）

それでは、経済委員会説明資料（その3）によりまして、今議会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

1ページでございます。

令和3年度2月補正予算案でございます。

一般会計歳入歳出予算総括表につきましては、補正額の欄の最下段に記載のとおり56億1,843万2,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は346億5,555万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページでございます。

特別会計につきまして、補正額の欄、最下段に記載のとおり2億5,190万3,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は2億3,329万円となっております。

3ページでございます。

課別主要事項について御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございます。

6段目の農地調整費におきましては、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1億9,435万6,000円の減額をお願いしております。

4ページでございます。

農林水産政策課の特別会計でございます。

各資金貸付金におきまして、融資実績に合わせた補正などにより、合計で1億8,299万5,000円の減額をお願いしております。

続きまして、5ページでございます。

もうかるブランド推進課でございます。

1段目の計画調査費におきまして事業費の確定による補正など、合計で2億1,981万8,000円の減額をお願いしております。

続きまして、6ページでございます。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。

4段目の農業総務費におきまして国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1億1,348万6,000円の減額をお願いしております。

7ページでございます。

畜産振興課でございますが、4段目の畜産振興費におきまして事業費の確定による補正など、合計で62万2,000円の減額をお願いしております。

8ページでございます。

スマート林業課の一般会計でございます。

3段目の林業振興指導費におきまして国庫補助事業費の確定による補正など、合計で5億4,735万1,000円の減額をお願いしております。

9ページでございます。

スマート林業課の特別会計でございます。

1段目の県有林県行造林事業特別会計及び2段目の港湾等整備事業特別会計におきまして事業費の確定による補正など、合計で6,890万8,000円の減額をお願いしております。

10ページでございます。

水産振興課でございます。

3段目の水産業振興費におきまして事業費の確定による補正など、合計で3,857万5,000円の減額をお願いしております。

11ページでございます。

漁業調整課でございます。

1段目の水産業総務費におきまして給与費の所要見込額の確定による補正など、合計で520万円の増額をお願いしております。

12ページでございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

2段目の農業総務費におきまして国庫補助事業費の確定による補正など、13ページに記載のとおり、合計で1億8,637万円の減額をお願いしております。

14ページでございます。

農山漁村振興課でございます。

4段目の農地総務費におきまして国庫補助事業費の確定による補正など、合計で2億7,675万円の減額をお願いしております。

15ページでございます。

生産基盤課でございます。

1段目の農地総務費から16ページ4段目の河川等施設災害復旧費まで、事業費の確定による補正など、合計で21億4,317万8,000円の減額をお願いしております。

17ページでございます。

森林整備課でございます。

1段目の林業総務費から7段目の治山施設災害復旧費まで、事業費の確定による補正など、合計で19億312万6,000円の減額をお願いしております。

続きまして、18ページでございます。

繰越明許費の追加でございます。

農林水産政策課の農林水産業未来創造事業費及び農林水産総合技術支援センター経営推進課の農林水産総合技術支援センター運営費につきまして、翌年度繰越予定額の欄、最下段に記載のとおり、合計で2,719万8,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

19ページでございます。

繰越明許費の変更でございます。

これまでの定例会におきまして繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、スマート林業課の林材業振興対策費から森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費までの5課7事業につきまして、合計で27億2,489万円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

20ページでございます。

債務負担行為の追加でございます。

生産基盤課の国営那賀川総合農地防災事業の令和2年度事業の実施に係る負担金につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、1点御報告させていただきます。

資料1でございます。

ターンテーブルの運営についてでございます。

首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点ターンテーブルの次期5か年の運営につきまして、御報告させていただきます。

まず、1、施設の賃貸借契約につきましては、賃貸人であるジャパン・アセットマネジメント株式会社と、社会情勢や物価価格などを総合的に勘案の上、交渉を進めてまいりました結果、現契約の年間賃料から471万7,776円の減額となる年間4,620万円の賃料により施設を賃借いたします。

次に、2、施設の転貸借契約につきましては、賃借した施設を次期運営予定者の株式会社ターンテーブルに転貸することにより、民間のノウハウを活用した効果的な運営を行ってまいります。

続きまして、3、契約期間についてでございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しております。

次に、4、次期運営に係る内容についてでございます。

(1) 施設利用者数等の見込みでは、表に記載のとおり、令和8年度までの施設利用者

数や売上額等の見込みを次期運営予定者から提出いただいております。

なお、表の最下段に※印に記載のとおり、この見込みに当たりましては、令和4年度はコロナ禍の経済的影響が継続する、また、令和5年度、令和6年度は一定の経済回復を見込むものの、ホステルの回復は鈍くコロナの影響を受ける、令和7年度以降に経済が回復していくとの考え方により、見込みの数字が計上されているところでございます。

コロナの影響が及ぶ時期については不透明な状況ではございますが、県といたしましては、これまでの運営実績を踏まえ、次期運営予定者と更なる取組を進めていくことにより、この数字を達成してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページでございます。

(2) 主な取組でございます。

まず、全ての料理に県産食材を活用するとともに、旬のメニューフェアの開催など、消費者の皆様が訪れるたびに新しい徳島の食を発見できる機会の創出でございますとか、県内生産者をつなぐりの拡大を図り、新たな食材や商材の発掘、消費者ニーズに対応した商品開発を行うなど、県産食材の魅力を発信する取組を行ってまいります。

また、メディア等へのアプローチやSNSを活用した積極的な情報発信を行うことで、新たな徳島ファンの獲得でございますとか、県内市町村等と連携し徳島への送客につながる仕組みの構築、徳島ゆかりのイベントを実施し関係人口の増加につなげるといった次期5年間の主な取組内容について、御提案いただいているところでございます。

また、参考といたしまして、次期運営予定者から提出の施設の収支の見込みについて記載しております。

県といたしましては、今後、ターンテーブルの運営に係る契約手続を円滑に進め、次期5年間においても施設の設置効果が最大限発揮されるよう、運営事業者はもとより、県内生産者、関係団体と密に連携いたしまして、首都圏での県産品のブランディング強化や県内生産者の販路拡大の取組を加速化させてまいります。

さらに、県内外への積極的な情報発信やとくしま回帰の促進に向け、県内市町村や事業者の皆様と連携を図り、関係人口の増大につながる取組をしっかりと進めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

御報告いただいたのですが、ターンテーブルについて少しだけお伺いいたします。

次の5年間に向けての報告がございました。コロナで本当に大変なのですが、現在のターンテーブルの運営状況というか、簡単でいいのでその辺の御報告をお願いします。

七條もうかるブランド推進課長

ただいま、ターンテーブルの直近の運営状況についての御質問でございます。

まず、経営環境についてでございますが、東京都におきましては、今年度に入りましてコロナのまん延によります様々な制限がなされておるところでございます。今年度4月から10月までの間では合計196日間に及ぶ制限が続くとともに、今年に入りましてからも、先月21日から来る3月6日まで東京都に対しましてまん延防止等重点措置が適用されたところがございます。こういったことから、首都圏の飲食店、宿泊施設においては、厳しい状況が続いております。

したがって、ターンテーブルにつきましても同様にディナータイムの飲食、それから宿泊部門におきまして、利用客の低迷が続いているところがございます。

次に、最近の運営状況でございますが、こうした厳しい環境の中にもありましても、徳島の食の発信拠点といたしまして、ランチを中心に県産食材の良さを引き出すメニューの展開、また、新鮮な県産野菜の産直マルシェを大規模に展開することによりまして、近隣の住民の方や近隣の企業の方など、多くの方々に徳島の食を体験いただいております。

また、渋谷の飲食店向けのマルシェを通じまして、飲食店に仕入れを頂いた折にはスタチを提供いたしまして、各店舗でスタチを活用していただくメニューを創作いただくなど、県産食材のPR、販路の拡大に取り組んでいるところがございます。

県内の連携としましては、とくしまブランド推進機構と連携を図りまして、県産小麦を用いましたパスタメニューの開発ですとか、それから、県内産地と首都圏の飲食店をつなぎましたオンライン商談会を12月に開催したところがございます。

さらに、高速バスを活用いたしました貨客混載によりまして、少量でありますけれども、県内の多品目の野菜を東京に送り込み、ターンテーブルでその評価を頂くテストマーケティングを実施してきたところがございます。

直近では、11月15日から2月28日まで県内外で実施いたしております、もっと食べて応援！徳島の水産物キャンペーンに参加いたしまして、スタチブリを使った鍋料理の提供、さらには、阿波地美栄キャンペーンにも参画いただきまして、首都圏でのPRに努めるなど、県産食材の需要喚起に取り組んできたところがございます。

コロナ禍の厳しい状況にもありましても、本県のアンテナショップとして県産食材の認知度向上や販路拡大の取組をしっかりと進めておりまして、施設の設置効果が十分発揮できているものと考えているところがございます。

岡本委員

今年度末をもって現在の運営を終了するのですよね。で、次の5年間の運用について部長より御報告があったのですが、改めて、僕はそこを心配しているのだけれども、契約更新の状況とか今回の減額について、どう取り扱っていくのかを教えてくださいたいと思います。

北島委員長

小休します。(10時49分)

北島委員長

再開します。(10時50分)

七條もうかるブランド推進課長

ただいま、次期契約手続の状況について御質問がございました。

東急株式会社が所有しております当該施設の資産管理会社でありますジャパンアセットマネジメント社から現契約と同様に定期建物賃貸借契約によりまして建物を賃借いたしまして、運営事業者でありますターンテーブル社に転貸する、そして民間ならではのノウハウを活用しましたアンテナショップの運営を引き続き行ってまいりたいと考えております。御報告いたしました契約の賃料につきましては、ジャパンアセットマネジメント社との交渉を繰り返しまして、建物の経年によります影響はもとより、コロナ禍における厳しい社会情勢、また、渋谷区の食の発信拠点としてのアンテナショップの取組は地域への貢献でありますとか建物の資産価値の向上にも資するなどということで総合的に勘案いただきまして、現契約から471万7,776円を減額いたしました年間4,620万円の賃料により次期契約を締結してまいりたいと考えております。

また、次期運営予定者でありますターンテーブル社とは、現在賃料を含みます契約の各項目につきまして協議を進めるとともに、併せて来期以降の運営計画についても協議を進めているところでございます。

ポストコロナを見据えまして、地域への貢献や施設の魅力価値向上に運営事業者と一体となり取り組む必要があることから、次期貨貸契約に係ります減額分につきましては、アンテナショップの機能の維持継続に最大限しっかりと活用してまいりたいと考えております。

岡本委員

減額分はアンテナショップ機能の維持継続に最大限生かしてまいりたいということなのですが、今の段階ではそういう答弁になるのかなと思うのですが、本当に最大限生かしてください。

最初から質問しているのですが、正直こういうコロナの不透明な中で経営を継続していけるのかなと。この間の商工労働観光部の経済委員会でも、飲食店とか小売りは本当にアウトやなど、皆さんからいっぱい意見があったのです。正直、いけるのかなと思っているのです。いけてもらわないと困るのですけれども、その辺の県の認識をもう1回はっきりしておいたほうがいいのかなと思います。

七條もうかるブランド推進課長

ただいま、コロナ禍におきます施設運営に関する県の認識についての御質問でございます。

委員に御心配いただいておりますとおり、特にターンテーブルが立地しております東京都におきましては、コロナの感染拡大が非常に急激でございまして、それに伴います時短要請でありますとか、人流抑制の取組が強化されているところでございます。

こうしたことから、施設におきましては、大きな収入を占めております夜の飲食はもとより、オリンピック需要を期待しておりましたホステル部門につきましても、インバウン

ド需要が消滅するなど、今後も厳しい収支状況が予想されております。

一方で、コロナ禍におきまして変容いたします消費者のニーズ、それから行動の変容にも対応いたしまして、ランチメニューの強化でありますとかテイクアウトメニューの開発など様々な取組を行ってきております。

さらには、オリジナル商品の開発や販売などにも力を入れておりまして、現在、周辺の住民の方、あるいは周辺の企業の方が施設を頻繁に訪れるなど、リピーターの方々が着実に増加してきているところでございます。

また、地域の食を支えるマルシェの充実ですとか、近隣の飲食店への販路拡大に取り組むとともに、徳島ゆかりの飲食店ネットワークなどを活用いたしました合同フェアを開催することによりまして、アフターコロナを見据えた取組や反転攻勢に向けた仕組みづくりを現在、着実に進めているところでございます。

今後、新型コロナの影響やインバウンドの再開は不透明なところはございますが、県といたしましては、施設の設置効果が最大限に発揮できますよう、また経営面でも安定的な運営が図られますよう運営事業者と連携を図りながら、知恵を絞り収支改善につながる取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

本当に厳しい状況やなと思います。5年間トータルで見たらいけるようになっているのだけれど、たちまち今とか来年とか、すごい大変な状況になってきていますよね。

それで、質問の履歴をずっと見ていたら、ターンテーブルの機能やうんぬんというところで、徳島県民の皆さんが東京の今を知り、東京の皆さんが徳島の今を知る施設とする全く新しいコンテンツとする、これが一番最初の答弁なんです。ターンテーブルのオープンの日もたまたま僕の質問でこう言っていただいたことがあるのだけれど、今言った肝心なところを忘れたらいかんよねと思っています。

それを思い起こしながらやってほしいと思うのですが、次期5年間の初年度となる来年度、ターンテーブルを活用して首都圏でどのような取組を進めていこうと考えているのか、さっき言ったことも含めて、改めて応援して、また契約してくれそうなので安心してはいるのですが、県としてどんなふうにもまず取り組んでいくのか、決意みたいなもんやけれども、もう1回お願いできますか。

#### 七條もうかるブランド推進課長

ただいま、ターンテーブルは首都圏における情報発信と交流の拠点として、このコロナ禍において来年度以降どのように取り組んでいくのかというような質問かと思えます。

ターンテーブルは食をテーマとした施設でございまして、コロナ下、食の消費が縮小するなど現在厳しい状況にございます。

こういったことから、特に需要が減退しておりました県産の阿波尾鶏ですとか水産物、それから、ハウスダチを中心としましたかんきつ類などについての需要喚起を図るような取組、さらには、徳島の生産者と首都圏の飲食店の商いを太くしていくためのオンライン商談会など、販路開拓にこれまで取り組んできたところでございます。

しかしながら、県内の生産現場あるいは首都圏の飲食店は依然として厳しい状況が続い

ておりますことから、現在のウイズコロナ、そしてアフターコロナも見据えまして、これまで以上に工夫を凝らし、県産農林水産物の需要を創出していく必要があるかと考えております。

そこで、来年度におきましては、生産者の皆様はもとより、JA等の生産団体、さらにはとくしまブランド推進機構などと連携を図りまして、ターンテーブルの機能を最大限活用し、首都圏の徳島ゆかりの飲食店等におきまして、本県が誇る旬の農林水産物の良さを引き出す、そして発信する四季折々のメニューフェアを開催し、新たな需要の拡大を図ってまいりたいと考えております。

加えて首都圏においては、リアルとオンラインのハイブリッドによります地域に根ざす阿波文化、それから歴史観光を食と結び付けまして、徳島の魅力を丸ごと体験できるワークショップを実施するなど、食を生かした多様なプロモーションを戦略的に展開することにより、徳島への誘客、そして徳島ファンの創出につなげてまいりたいと考えております。

今後ともターンテーブルを核に魅力発信や需要喚起を積極的に展開しまして、当初の施設目的であります首都圏における情報発信と交流の拠点として、施設の設置効果が最大限発揮できますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

意欲はよく分かります。正に徳島県の顔というか、発信拠点としていろいろな役割を果たしてこられて、これからもなのだけれども、食のPRはもちろん、5年やって、ターンテーブルが東京の渋谷にあってよかったなという感覚を皆が持たないといけないのですが、コロナというのが非情な正に禍になって大変なことになっているよね。

すごい気に掛かっているんで、あえてさっき言ったことをもう1回言います。徳島県民の皆さんが東京の今を知り、東京の皆さんが徳島の今を知る施設がターンテーブルなんです。その原点を忘れないように、部長は東京にもいたし詳しいので、難しいことを言って申し訳ないのですが、いろんな幅広い知識をお持ちですから、部長に、少しお話を頂けたらと思います。

#### 森口農林水産部長

ただいま岡本委員からターンテーブルに関して様々な御言葉を頂戴しました。

ターンテーブルは御承知のように本県の農林水産物をはじめとする県産品の販売拡大でありますとか、とくしま回帰の実現に向けて、正に食をテーマといたしまして、様々な体験を通じて徳島の魅力を発信する、首都圏におけます本県の情報発信と交流の拠点ということで、平成30年2月に開設させていただいたものでございます。

これまで県議会におきましては幾度となく御論議を賜り、また皆様方には現地に行っていたくなど、いろんな御心配、それから応援を頂いてきたところでございまして、何とかこの5年間を組んでこれたと考えております。

施設の運営におきましては、レストランでありますとかマルシェの利用者からは新鮮でおいしいという生の声もお聞きしておりますとともに、徳島の食の魅力が着実に浸透していているものと考えております。

具体的には、徳島県出身の方々がターンテーブルで夜集まっていたいただいて会合をしたり、そこに友だちの方、知り合いの方を呼んできていただいて、徳島の食材も誇りながらいろいろ話をしていただくということで、正に県民にとっての誇りであり発信の拠点になっているのではないかと考えています。

こういうようなことで、開設以来10万人を超える皆様に徳島の食に触れていただく機会を創出できたと考えております。

民間の事業者のノウハウを最大限活用することによりまして、その設置効果を着実に発揮できるように我々としても頑張ったいと、何よりも常時、継続的に食の体験、実体験を通じて徳島の魅力を発信できる、その有り難さを改めてこの施設に関しては実感しているところでございます。

委員のお話にありましたように、長引くコロナ禍で次期5年に向けてちょうど更新の節目が参っているわけでございますけれども、ポストコロナは新たな時代も見据えながら、私どもは徳島県の農林水産物はどこにも負けない徳島の宝であるという強い思いを持ちまして、ターンテーブルを核に更にブランディング強化でありますとか販路拡大、そして、もうかる農林水産業の実現につなげてまいりたいと考えております。

委員におっしゃっていただきましたように、この施設があつてよかったなというお声をしっかり頂けるように頑張ったいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

#### 岡本委員

正に部長が言う、みんながよかったなと思える施設にこれからもしっかりしていけないといけないし、部長が言ったように正に徳島の農林水産物は本当にすごいです。だから、そのことが東京を中心に広がっていくことが大事であつて、この前、地方創生の挙県一致の会でも、冒頭に空気がおいしいでしょうという話をしたのだけれども、そのものが売りにならないといけないし、空気がおいしくて情が深くて、そういう農林水産物の味が東京のさらっとしたところにちゃんと浸透しなければいけないと思います。今後とも頑張ったいと、我々もしっかり応援していかなければいけないなと思っております。

それで、ちょっと話が変わるのだけれども、正に空気がおいしいよね、田舎よねという話で、先般つなぐ棚田遺産というのが発表されて、全国で271だったと思うんですが、なぜか徳島県は上勝町の五つが選定されることになったと思っております。

棚田を維持していくというのは本当に大変なんだけれど、正に日本の原風景ですごく大事なことなんです。つなぐ棚田遺産として、徳島県で上勝の棚田5地区が選定されたという話が、大体分かるのだけれど、どういったことが評価されたのかな。棚田は徳島県に結構ありますよね。古い話だけれど、僕が県議会議員になったときは徳島県で棚田が一番有名なところは井川町でした。全国棚田サミットというのがあつて、そこに僕も行ったんだけれど、皆町村長ばかりで県議会議員が来られたのは初めてと言われました。後の活動のこともあるんだけれど、どういう評価されたか、分かればお願いします。

#### 柿原農山漁村振興課長

ただいま、つなぐ棚田遺産についての御質問を頂いたところでございます。

つなぐ棚田遺産につきましては、農林水産省におきまして、棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解や協力を頂くことを目的といたしまして、優良な棚田を認定する取組として実施されているところでございます。

この棚田の認定に当たりましては、美しい棚田があることに加えまして、そこにおいて、棚田の積極的な維持・保全の取組がなされているとか、その後もその取組が継続される見込みがあるかといったところ、さらには、その取組に対して多様な主体が参加しているかといったところが、視点として加わって認定されているところでございます。

そうした中、この度開催されましたつなぐ棚田遺産選定委員会におきまして、本県上勝町の棚田5地区、市宇の棚田、田野々の棚田、八重地の棚田、檜原の棚田、そして府殿の棚田の五つが選定されたところでございます。

この各棚田地域におきましては、棚田を活用した様々な取組がなされておるところでございます。御紹介させていただきますと、まず市宇の棚田におきましては、地元の保育園、小学校の子供とのサツマイモの栽培による農作業の体験交流、さらには大学生がボランティアとして関わった棚田のライトアップの取組、田野々の棚田におきましては、棚田をステージにした野外音楽祭の開催や地元の棚田米や晩茶などのブランド化の取組、さらに八重地の棚田におきましては、集落で復元した茅葺民家<sup>かやぶき</sup>を拠点とした茅葺技術<sup>かやぶき</sup>や昔ながらの暮らしを体験することができる、かみかつ茅葺き学校<sup>かやぶ</sup>の開校、さらにはSDGsの知識を持ちました都市部大学生のインターンの受入れなどの取組が行われております。そして、檜原の棚田におきましては、先ほど委員もおっしゃったように、平成11年度の日本の棚田100選にも認定されておりました、棚田のオーナー制度でございまして、棚田を活用した棚田ウェディングなどの様々なイベントが開催されております。そして、府殿の棚田におきましては、都市住民との農村体験交流や棚田米、晩茶などのブランド化、6次産業化の取組も進められているところでございます。

こうした各地域の棚田での取組に加えまして、住民団体であります、かみかつ棚田未来づくり協議会と共に各棚田地域が連携しイベントが開催されるなど、地域活性化の取組が評価されたものだと考えているところでございます。

なお、今回選定ということで、認定につきましては3月に農林水産省において行われると聞いておるところでございます。

## 岡本委員

さっき御答弁を頂いたように、それぞれの地域が、ある程度競争意識を持って棚田の保全をやっているのがいいのかなと思ったりしているのですが、さっき説明があった檜原の棚田というのは国の重要文化的景観になっているのです。お寺とか神社と同じで、棚田そのものが文化財なんです。そんなところは全国で余りないのです。棚田と何かというのはあるのだけれど、棚田だけというのは檜原だけだと思います。

もう一つ、ついでの話なんですけれど、さっき八重地の話があったのですが、棚田のほ場整備を全国で一番最初にしたのが八重地の棚田です。きれいなんです。そんな地域があったり、いろいろありますけれど、大事なことはその地域が住民が一丸となって何とか保全をしていこう、それでそこに人が来てくれたらいいなど。全部の場所でやっている

のが柵田コンサートです。県警の音楽隊とかも来てくれるのがすごくいいです。私も立場的に毎回行って御挨拶をしているのですが、少なくともあわぎんホールや前の徳島市文化センターで演説するよりも気持ちがいいです。演説したら山からこだまのように返ってくるという、それが柵田コンサートの魅力なんだなと思っています。

さっきのターンテーブルに戻るのだけれど、要はその田舎の大事な、ある意味資産ですよ。五つ選定されたというのを契機にして関心を。思い出したけれども、上勝で全国柵田サミットをしたときに飯泉知事に講演してもらったのです。そんなのもできたらいいのですが、全国柵田サミットはやったので、また違うのを何かやってくれたらいいなど。今度はずなぐとかいうのでね。

そんなんで、柵田の保全と柵田地域の活性化に向けて、今すぐこうとは言えないかも分かりませんが、県として認識いただいて、今どんなふうに思っているのかな。一言頂けたら有り難い。

#### 柿原農山漁村振興課長

ただいま岡本委員から、今回の選定を契機にどういうふうな柵田の振興を進めていくのかという御質問を頂きました。

柵田地域におきましては、人口減少でありますとか高齢化の進行といったことで、耕作放棄地となる柵田がある一方で、今回選定されました上勝町の柵田地域のように、柵田オーナー制度でございますとか交流イベントの開催によりまして、柵田の保全を図るとともに、美しい景観を利用した観光の促進などによりまして、地域の振興を図っているところがあるなど、柵田地域におきましては地域振興の核となる大きな可能性を有していると考えているところでございます。

県におきましては、この度のつなぐ柵田遺産の選定を県のホームページ等で情報発信いたしますとともに、こういった選定地域を含む柵田地域をテーマとしたフォトコンテンツの開催でありますとか、そういったことで柵田の周知、関心を高めてまいりたいと考えているところでございます。

また、柵田を活用したイベントを開催する折には、柵田地域の住民と都市住民との協働を通じての応援でありますとか、こういった柵田の保全、活用を行う取組への支援もしてまいりたいと考えておるところでございます。こうしたことを実施いたしまして、柵田の保全や活動を行う団体をしっかりと支援して、貴重な国民的財産であります柵田の保全や多面的機能の発揮の促進、さらには観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加などを図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、県におきましては国や市町村、柵田保全に係る団体で構成されます、とくしま柵田ネットワークを作っております。こうした場において、つなぐ柵田遺産に選定され、評価された上勝町の取組でありますとか、他の柵田地域における柵田の保全活動、活性化に関する取組などの情報共有を図ってまいりまして、各団体との連携や協力を促進いたしまして、他の地域の柵田にもその取組を普及させることによりまして、本県の柵田地域の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

#### 岡本委員

棚田の活性化に向けて、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

上勝に行くと、このように書いてあります。「棚田，そこに立つとき，ふるさとのにおいがする，土の香りが水の流れがここにあったかい，そこには何とも言えないぬくもりがある。」と棚田の上に書いてあります。そんな場所を大事にしていって，徳島という田舎の良さを地域創生に生かして，関西万博とかにも生かせるような，原点を大事にしてほしいな，それが農林水産部の仕事なのかなと思いますので，よろしくをお願いします。

仁木委員

諸般の事情から，ちょっと先に質問させていただきます。

委員長また委員の皆さん，御理解いただきましてありがとうございます。

先に報告事項，また予算の関係をしようと思います。補正予算については，おおむね了ということなのですが，ターンテーブルのことについて御質問したいと思います。

資料1の4番に御記載いただいている運営内容の見通し，利用者見込み等々のところでもありますけれども，飲食物販の直接売上額，また県産食材の直接仕入額，ページが変わりましたら飲食物販売上げを出してくれているのですけれども，これはどういう分け方をしているのか，ちょっとお教え願いたいと思います。

七條もうかるブランド推進課長

委員のほうから，先に部長より御説明させていただきましたターンテーブルの運営に係ります資料のうち，1ページ目に記載の4番，運営に係る内容についての飲食物販の売上げについての整合性の話かと思うのですけれども，4番の施設の売上げにつきましては，施設での飲食それから物販・宿泊部門の直接売上げを記載させていただいております。

かねてより委員から御提案いただいております間接売上げにつきましては，ここでは表現いたしていない数字となっております。

仁木委員

そうしましたら，間接売上げはどこにも表記はないということによろしいのですか。

七條もうかるブランド推進課長

失礼しました。

間接売り上げにつきましては，現時点では，ターンテーブル社の5か年の計画の中で，そこまでの算定は終えておりませんので，施設本体の利用見込み，そしてそれに伴います収支の計画という内容になっております。

仁木委員

間接売上げのところを引き出して，私は委員としても議員としても，肯定をしてきたわけでありませぬ。

間接売上げの額が表示されない中においては私は肯定しがたいなああと。それを私の中で腑に落とした上で，ターンテーブルの存在意義を示さなきゃいけないと，県民に対して我々も説明していくべきだと思ってこれまで議論をしてきました。その点の売上げは試算

されていないようですけれども、現状ではどんな感じなのですか。今年度若しくは直近でも結構です。

#### 七條もうかるブランド推進課長

まず、今回の資料の中に、間接売上げについて記載されていない理由についてなのですが、現況、コロナの影響によります利用の縮小がおおむね3年間にわたって続いております。向こう5か年間の売上げを見込む中で、まず前提としまして、表の下に記載のとおり、4年度そして5年、6年、そして7年、8年という見込みを前提として作成いたしております。現時点においては、運営事業者が直接施設運営に関わる直接的なところで数字をはじくことができましたので、現在数字が算定できたものについて記載させていただいております。

なお、議員からの御提案もありまして、これまで間接売上げについても御報告してきておりますので、数字がまとまり次第、御報告させていただけたらと思います。

二つ目の御質問であります、これまでの間接売上げについてでございますが、直近の正式な数字としましては、令和2年度1年間の数字が算定されております。飲食物販部門の売上げにつきましては、直接売上げで6,932万7,000円で、これに対しまして関与売上げ、商談会ですとかあっせん等の手法を用いまして成立いたしました扱いが2億444万4,000円、合わせまして2億7,377万1,000円というのが令和2年度の実績でございます。

#### 仁木委員

間接売上げと見込める部分で、商談関係で2億円あるということでもありますから、県が転貸に対して5,000万円を出していることについて、これは広告PR効果があると判断ができるわけであります。県がこのターンテーブルを設置している目的というのは、そこでないのですかということなのです。

4月1日から契約をまき替えるのでしょうか。当初予算にも載っているのですよね。こういうときほど、実際の事業の売上げだけで見えたら、県も我々も求めとる効果は違うのだから、その部分が見えるように報告なり今後の運営の部分で委員会にも出してきてほしいと思います。再三言っていますけれど、その部分がなかったら、実際ターンテーブルが要らないのではないのかと思われても仕方がないと思いますから、その点、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それでもう1点ですけれども、4月1日から5か年、また転貸の契約をしていくのでしょうか。不動産の契約って、契約更新とかもろもろの部分というのは何か月か前に双方がやり取りする仕組みとか契約内容になっているのではないかなと思うのですけれども、この点はどうなのですか。1か月前でいいとかいろいろあると思うのですけれども。

#### 七條もうかるブランド推進課長

不動産契約におきます事前の継続の告知等の御質問かと思ひます。

現契約におきましては、契約満了の1年前までに継続の意思を告知することとなっております。したがって、県が施設を借りておりますジャパンアセットマネジメント社に対しまして、昨年3月末に継続の意思表示をするとともに、運営事業者でありますターン

テーブル社からも、昨年3月末に県に対しまして、引き続き事業を継続したいという申し出を頂いております。

なお、ターンテーブル社との契約におきましては、不動産の賃貸契約ではありますが、その中に一定の運用条件を付して施設をお貸しすることになっておりますので、こういった条件の内容について現在も協議を進めているところでございます。現時点で全てを御報告するまでには至っていない状況でございまして、先ほどの関与売上げ等についても調整を進めておるところでございまして、御理解を賜りたいと思います。

#### 仁木委員

その報告の件については、一定程度理解はするのですけれども、私が何を言いたいかと言いましたら、1年前にターンテーブルの契約更新しますということをジャパンアセットマネジメント社のほうに言っているのはいいのですが、3月末なんですよね。昨年の2月議会は、私は委員でなかったのですけれども、そのときは委員会には報告してるのですよね。報告した上で、1年後の今5年間、契約を見込んでいきますということで、委員会に報告して、その中で皆さんの意見があったという流れでいいのですね。何もなしにそのまま来て、今こういう状態なんかどうかというのは、そこだけ確認を取らせてください。

#### 七條もうかるブランド推進課長

1年前に、令和4年度以降引き続き施設を運営していくという手続がなされておりますけれども、まず、ターンテーブル社が引き続き運営していただくのに適切な社であるか、もう少し根本を言えば、今の施設自体を県が運営していく意義があるものかというようなことが重要かと思っておりますので、昨年度中に外部有識者によります評価委員会を開催いたしまして、施設の機能ですとか運営事業者の運営方法等につきまして評価を頂きました。一定の評価を頂きますとともに、引き続き運営いただくことにつきまして、更なる効果が期待できるという御報告を頂いたところでございます。

こういったことを基にしまして、県は引き続き施設を運営するという方針の下、ジャパンアセットマネジメント社に継続の意思を伝えるとともに、ターンテーブル社の意思を受理したところでございます。

こういった経緯につきまして、これまで経済委員会に何度となく御報告をさせていただいておるところでございまして、よろしく願いいたします。

#### 仁木委員

その確認ができて、結構です。

流れとしては、唐突に契約前になって予算が出てきたから報告したということでないことだけ確認が取れば、今後スムーズな議論になるのかなと思います。

ターンテーブルについては以上ですけれども、2点、手短かに質問させてもらいたいと思います。

まずは、鳥獣被害の対策のことについてでありますけれども、3年、4年ほど前に岩佐委員が県内のジビエの処理施設の空白地の問題について、本会議でも取り上げていただいておりますし、私もさせていただいております。この中で、県内の空白地域は計画を組ん

でしていかななくてはいけないという岩佐委員の質問の後の議会に、私のほうは東南部地域において空白地があるからそこについて対応していかなきゃいけないというような流れで議論は進んでおります。その流れの中において、県が国の補助金を取ってきていただきまして、東南部地域も進めていたはずなんですけど、その後2年間ぐらい、この予算が執行されていなかったことは、決算委員会でも私が指摘させていただいたところがございます。

この部分について、現状どのような感じになっているのか、執行ができているのかということをお教えいただければと思います。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

委員のほうから、ジビエ処理施設の現状について御質問いただきました。

特に、空白地域の整備ということで、今御指摘のありました阿南市のジビエ処理施設につきましては、初め東部圏域の空白地域での整備ということで、阿南市と東部の小松島市が共同で整備することを検討しておりました。

その後、候補地の関係から阿南市単独で整備することとなり、阿南、海部沿岸地域の空白地域という位置付けで現在整備しているところがございます。

仁木委員

質問が前後しますが、小松島とか勝浦とかそういった地域も含めてという話で、我々は予算の際も説明を受けたりして審議してきたわけなんですけれども、小松島、勝浦等は入らないのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

現在、小松島市はこの整備のほうは撤退しておりますので、入っておりません。

仁木委員

撤退したというのは、整備に対して撤退しただけであって、空白地を補完する位置付けでの計画にはなっているのではないのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

委員のおっしゃるとおり、整備に関する撤退でございますが、場所的なもので整備自体を撤退すると聞いております。

仁木委員

そうしましたら、処理施設は今どのあたりに整備しているのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、阿南市の処理施設はどのあたりかという御質問でございます。

当初計画は、阿南市加茂町で整備予定でございました。その後、役員等の変更に併せまして阿南市吉井町のほうに変更して、現在そこで進めているところがございます。

仁木委員

最初に申請を出してきたときは加茂町で、場所が変更になって時間が掛かっておるのかもしれませんが、何で変わったのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

例えば、加茂町のほうでは駐車場が狭いとかの立地条件と、あと方針等の再検討によるものと聞いております。

仁木委員

方針等々もあるのでしょうけれども、2年もまたいで予算が執行されないというのは、ちょっとおかしいのと違うかなというのは当たり前の話です。販売計画とかいろんなものの計画があると思うのですけれども、この販売計画とか収支の計画とか、例えば公共物を建てるときの補助金であれば投資効果率というのがよく言われると思うのですけれども、そういった変更はあるのですか。どんな感じになっているかな。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、変更におきます投資効果等の変更があったかということでございます。

例えば、投資効果でしたら再度計算し直しておりますので、投資効果の変更はございません。

あと、先ほど販売計画につきまして御質問がございました。販売計画につきましては、変更計画では当初計画と変わっておりません。

仁木委員

販売計画、売上計画は変わっていないけれども、投資効果率が変わるというところがちょっとよく分からないのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

投資効果が変わった主な理由といたしましては、変更するとき例えば施設の内容を再検討いたしまして、もう少しスリム化いたしまして、施設自体をもう一度見直した結果、投資効果を変更しております。

仁木委員

そしたら、販売するときの売上げの根拠は変わっていない、イコール販売先は変わっていない中で、投資するための建物に係る費用が圧縮されたことで、投資効果率が上がっているという理解でよろしいかと思えます。

メンバーとかいろんなものも変わっているという話を聞いているのですけれども、変更前はメンバーは変わっていなかったのでしょうか。変更後にメンバーが変わったのに販売先が同じというのが実際あり得るのかどうかはちょっと分からないのですけれども、私が申し上げた流れで変わりないということよろしいですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長  
委員御指摘のとおりでございます。

仁木委員

はい、流れの確認が取れましたので結構です。

最後にもう一度確認しますけれども、今回のこのジビエの処理施設は、どこの圏域というか、受益者は一体どこのエリアの人たちなのかというのを確認させていただきたいです。阿南だけのためなのか、小松島も勝浦も県南部も含めてのためなのかというのを、ちょっとお教え願いたいと思います。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

どこの受益かということでございます。

徳島県には、ほかにも処理施設がございます。処理施設は捕獲鳥獣の有効な利用、そして広く使っていただくということで、空白地も含めて今、整備しているところでございます。

そういうことから、例えば一定地域だけで運営するというのではなくて、広くより多く処理をしていただいて販売もしていただいて、そして県民の皆様にジビエの肉のおいしさを広く知っていただくために運営していただければと思っております。

仁木委員

そうですね。

そういう説明で、ずっと予算も審議してきたわけなのですが、一つ私の手元にある情報では、この処理場の管理規約というものがあるみたいでして、それは県のほうには上がっているかと思えます。その中の条文には、阿南市猟友会しかその処理施設に獲物を持ち込めないような一文が存在すると聞いておりますが、これは県のほうで確認されているのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

管理運営規約の案のところでの御指摘だと思います。

その第8条第1項の中に、施設に有害獣を持ち込むことができるものは、現に徳島県狩猟者登録証又は阿南市有害捕獲従事者証を所持している阿南市猟友会会員とするというのを確認しております。

仁木委員

そしたら、これは阿南猟友会の人しか処理場に持ち込めないという解釈になると思うのですが、前段、私が質問させていただいた県の方針、答弁にはなじまないような気がするのです。これは、どんな感じで思われておりますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、御質問いただいた答えになるかどうか分かりませんが、ジビエ処理施設は捕

獲鳥獣の有効利用、有効活用はもとより、消費者に安全・安心なジビエを提供するということが重要であると認識しております。このために県では、ジビエ利用を前提とした捕獲技術に加えまして、衛生管理の知識を有するジビエハンターを育成するために、狩猟者を対象に阿波地美栄衛生処理講習会を実施しております。

また、阿波地美栄処理衛生管理ガイドラインにおきましては、屋外で内臓を摘出し、処理施設に搬入する狩猟者については、阿波地美栄処理講習会の受講に加えまして、処理施設が指定した者とする事としております。

今後ともジビエハンターの育成を進めるとともに、阿南市をはじめ関係機関と連携いたしまして、処理施設の利用促進や衛生管理技術の向上、阿波地美栄の販売促進にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### 仁木委員

私はずばり聞いたわけでありまして、一地域の会員でなかったら持ち込めないというのは、消費者が受益者ではないですね。今回、処理施設ということは、いわゆる仕入れができて、販売先があってというところがちゃんとできていなかったら、処理施設というのは運営ができないですね。何の処理でも同じですけども。

そしたら、仕入れを一つの団体に制限されるというやり方は、独占されてしまう話であって、県の補助も国の補助も、国の補助がおおむねなのでしょうけれども入っている中で、聞いたら受益者負担分は阿南市が半分出しているという話なので、阿南市というのも理解できないこともないのでですけども、国のお金も入って県を通してやっている中で、阿南市だけというのはおかしいのではないですかという話をしているのです。

例えば、阿南が半分出したら、年間で阿南で捕れたのを50パーセント以上にするとか、それぐらいだったら分かるのですけれど、阿南の猟友会だけに限っているということは違うのではないですかという話をさせてもらっているのです。どうですか。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

阿南市猟友会だけのものかどうかという御質問でございます。

先ほど少し申し上げたように、消費者に安全・安心なジビエを提供するという一方で、誰でもというのはなかなか難しい話ではあると思いますが、ジビエを広くできるだけ使っていただきたいから、その施設を広く利用するという観点から、今後、仁木委員がおっしゃったように、単独でいくのはどうかということもございますので、阿南市と共に協議しながら指導してまいりたいと思っております。

#### 仁木委員

私の意見が合っているか間違っているか分かりませんが、後に岩佐委員から質問がありますので、ちょっと意見でもしてくれたいと思います。実際に公金が入ってやっているものを一つのところに制限する、ましてや阿南猟友会が運営しているわけでもないのでしょうか。阿南猟友会が運営しているのだったら話は分かります。自分らのためにやるのだったら話は分かるのだけれど、ジビエの処理はみんなのためにやっているわけです。ましてや、自己負担ゼロで市が裏負担して、県と国が出しているものなのだから、県

南部も含めて小松島や勝浦が処理に持ち込んでもいいじゃないですかという話になると思うのです。そこら辺、補助金の性質なり目的、県のほうでこれを付けるために議論した目的も含めて、市又はこの協議会と話をさせていただいて、より広く県内の鳥獣被害の対策と、埋められている部分を口に入れていただくようなやり方を取っていただきたいと思います。そのことを求めまして、処理については終わります。

最後に畜産の関係ですけれども、JGAPの取得の体制を作っていくことが非常に大事だということはこれまでも質問しているのですけれども、JGAPというのは新規で申請するときも非常に労力が掛かるし、知識も要ります。その指導体制というのは今、畜産振興課の中のチーム、人員でいったら二人ほどでやっているような現状という格好で認識しています。ですから、これをいろんな人ができるように、JGAPを取得するためのチームを作っていくかといけないのではないかと、これまでもずっと2年も3年も提案してきました。それで推進していくという答弁も本会議で頂いたわけなのですけれども、実際はそういった形にはなっていないように思うところがございますから、今後しっかりとそういうチームを作っていくのかどうするのか、今後の方針をお聞かせ願えればと思います。

#### 岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、今後のGAPの推進の方向性といえますか、サポートチームにつきまして御質問を頂きました。

畜産GAPにつきましては、国際レベルの認証ではございますけれども、例えば飼養衛生であったり労務管理であったり、幅広い分野での手順書の作成であったり、作業計画の見直し、細やかな管理が必要でありますので、やはり生産者にとってはハードルが高いものがあります。県といたしましては、家畜保健衛生所の職員、農業支援センターの職員、また畜産振興課の職員、このあたりの県職員が畜産GAPの指導員の資格を取りまして、現在では24名の指導員が、個々の農家さんに対しましては家畜保健衛生所や農業支援センターが、また農場に対しては畜産振興課の職員が指導、サポートを行う一つのチームとしてこれまで取り組んでまいりまして、昨年12月、新たに肉用牛農家でJGAPの認証を取得した農家さんがおられますし、また今後、新たに肉牛農家さんが認証取得への取組を開始するべく準備をしているという状況でございます。

ただ一方で、先ほど委員からも御指摘いただきましたとおり、一度認証取得を行っても、有効期間が2年ということで2年ごとに更新の審査を受けると、さらにその審査の間に維持の審査を受けるということで、絶えず1年に1回程度は認証機関の審査を受けることとなります。農家さんの経営の中で様々な経営上の方向性の変更であったり改善等が行われまして、当然作業計画の見直しも行いますので、その維持に当たっても、農家さんにとってやはり大変な部分がございます。

この部分につきまして、先ほど委員からも御指摘がございましたけれども、畜産振興課、また家畜保健衛生所、農業支援センター、畜産研究課、それぞれの立場立場で職員が一つのチームとなりまして、維持の部分も新たなGAP取得の推進も、そういう体制づくりを行いまして、県内のGAPの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

## 仁木委員

体制づくりは引き続き、しっかりしてください。

何でこれをずっと言うのかとつい言いましたら、衛生管理とかいうのは分かります。分かりますというのは、家畜保健衛生所と連携を組んでチームとして、それは分かるのですが、JGAPを取得する流れとかJGAPを継続する際に何が一番作業として多いかと言いましたら、いわゆる文書管理なのです。どちらかといえば事務のほうばかりなのです。JGAPを取得するに当たっても、JGAPを維持、継続するに当たっても、申請なりなんなりという事務のほう膨大にあります。飼養衛生管理の関係の作業は1割もないです。9割以上が文書管理です。そういった実情があるから、徳島県で一番のシンクタンクといわれる、この万代町一丁目一番地で、畜産の体制整備をここで作っていただけませんかという主旨でずっと言っているわけなので、その点を理解していただいた上で、体制は整えていっていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わります。

## 北島委員長

午餐のため、休憩いたします。(11時50分)

## 北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時02分)

それでは、質疑をどうぞ。

## 岩佐委員

私からも何点かと思っているのですが、午前中にパスを頂きましたので1点だけ、ちょっと重なるかもしれませんが、見解だけ聞かせていただけたらと思っております。

ジビエの処理施設の関係で、仁木委員からもおっしゃっていただきましたけれども、平成30年の一般質問等で私も取り上げまして、空白地帯となっております県の東南部における処理加工施設が必要ではないかと質問させていただきました。

その答弁の中で、捕獲から処理また消費等、一貫した取組を推進していくという方向付けを頂いて、その後、小松島、阿南、二つの猟友会であったりとか、その消費の要となるジビエの利用店等も入っていただいて振興協議会を立ち上げて、処理加工施設の建設に動いていった経緯だと聞いております。販売計画であったりとか、そういうものを立てて、国からの補助を頂いていると思いますが、この2年の間で方針の再検討も行われたということでありましたし、私も聞いているところでは、出口になるジビエを活用するお店がその振興協議会から抜けたこともあります。

先ほどの御答弁では販売計画等は変わっていないということなのですが、やはり出口がないと活用は伸びないと思っております。

ですから、そういう意味合いで、方針の再検討が行われてはおるのですけれども、実際にその見通しが当初の補助金申請の頃から本当に変わっていないのかなというのはちょっと疑問に思うところもあります。

そこで、総括にはなるかもしれませんが、本来、県の東南部の広いエリアで捕獲から消

費まで一貫した活用のために補助金を申請したわけなんですけれども、そこに鳥獣を搬入できるのが阿南猟友会に限られている現状について、その経緯であったり県の認識を今一度お聞かせいただきたいと思います。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、委員のほうから、ジビエ加工施設の意味合い等について御質問を頂きました。

徳島県のジビエ処理加工施設につきましては、捕獲と利用の両輪から鳥獣被害対策をやっていこうということで、捕獲だけではなくてジビエ処理、そして利用を検討する、力を入れるということで、処理施設を現在、施工しているところでございます。

処理施設につきましては、先ほど委員もおっしゃったように空白地帯がございますので、その空白地帯に造っていこうと計画を立ててやっております。

委員が議会で御質問いただいたときから、位置であるとか若干の変更はございますけれども、最大限利用しようという初めの意思は変わっておりません。

ただ、ジビエ加工施設の利用においては、安全で安心なジビエを提供するというのも一つありまして、そこら辺の縛りというのにも必要かと思えます。先ほどちょっと言わせていただきましたけれども、広く施設を利用して阿波地美栄を広く一般の皆様を提供するという観点から、広い地域での利用というのは県もお願いしたいところでございますので、阿南市と共に協議をしながらしっかりと指導していきたいと思っております。

#### 岩佐委員

安心・安全というのが大前提だと思いますけれども、振興協議会が立ち上がってからの内部の話ではあるかと思いますが、ちょっと本来の目的からずれているところはおかしな面もあろうかと思えますので、そこは地元ともしっかりと協議していただいて、ジビエの活用から鳥獣被害を抑えることにつなげていただきたいと思います。要望させていただきます。

それでは次に、ノリ、ワカメの不作対策ということで質問をさせていただこうと思っておりますが、その前に、2月の半ば、県外の業者によりまして、海外産のワカメを鳴門産と偽装されたというニュースが入ってきました。

本県の生産者、漁師さんにとっては被害を受けた側にはなろうかと思えます。事件の詳細について踏み込みはしませんが、県内の漁師さん、ワカメを生産されている方にとっては、その風評被害が出ないかが心配であるという報道もございました。

今回のこの偽装被害と言っていると思いますが、これを受けて今県内のその生産者さん等にとって風評被害であったり、また販売に影響が出ていないのか、その現状を教えてくださいたいと思います。

#### 里水産振興課長

ただいま委員から、先般明らかになりました鳴門わかめの産地偽装による生産者への影響等について御質問を頂いているところでございます。

県外で発生した今回の事件につきましては、本県の指導監督権限が及ばないところから詳細は不明でございますが、報道によりますと今月15日に外国産のワカメを鳴門産と偽って販売したとして、静岡市の食品加工会社の社長ら3人が食品表示法、不正競争防止法違

反の疑いで逮捕されたとのことでございます。

県ではこの事件発覚の3日後、直ちに鳴門わかめに関わる漁業協同組合、加工業者の方々を対象に、風評被害など今回の事件の影響について情報収集を行っており、取引先から産地証明書の求めがあった、消費者から鳴門産なのかとの問合せが増加しているなどのお話はお伺いしているところでございますが、現時点におきましては、返品や取引停止などの影響は確認されていないところでございます。

現在、ワカメは収穫の最盛期を迎えており、今後新物の出荷が始まることから、引き続き情報収集に努め、適切に対処してまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

情報収集に当たっていただいて、現状、風評被害であったり販売には影響が出ていないということで安心しております。

ただ、今後も引き続き、被害であったり販売への影響が出ていないか、しっかりと注視していただきたいと思っております。

今回、産地偽装された側、被害を受けた側なんですけれども、やはり鳴門わかめというブランドがあつてのことかと思っております。鳴門わかめだけでなく、以前から私も注視しているのですけれども、こうしたノリ、ワカメが近年不作になっているということで大変心配しております。

私の地元、阿南、那賀川の辺りとかもクロノリの養殖が盛んに行われておりました。私の母親の里もノリの養殖をしておりましたが、昨年でやめてしまいました。機械の更新等もあるかと思っておりますけれども、最近やはり色落ちであったりとか、全然伸びないことも大きく影響しているように聞いております。

現状、本当にその経営体が本当に数少なくなってきているわけで、その原因は色落ちであったりとか不作とかいろいろあると思っておりますが、漁場環境が変化しているということかなと思っております。クロノリだけでなく先ほどのワカメであったり、あと大半のシェアを握っております、スジアオノリも生産不振が続いているようであります。

こうしたことに関しては我が会派の岡田議員も、昨年6月の代表質問で瀬戸内法の改正の関係もあつて質問されているわけなんですけれども、県では改正瀬戸内法等も踏まえて、今シーズン新たに開発した施肥技術の現場実証を行っている聞いております。この結果には大きな期待を持っているところなんですけど、まず初めに、本県における海藻養殖の現状についてお伺いしたいと思います。

#### 里水産振興課長

ただいま本県における海藻養殖の現状について御質問を頂戴したところでございます。

本県におきましては、鳴門わかめをはじめクロノリ、スジアオノリなどの海藻養殖が行われてございますが、近年海水温の上昇に伴う影響に加えまして、海藻類の成長に不可欠な栄養塩の不足による色落ちや生育不良が頻発し、生産量の減少や品質の低下が深刻になっているところでございます。

全国一の生産量を誇るスジアオノリにつきましては、毎年吉野川において80トン前後の生産が見られたところですが、昨シーズンまで4期連続で30トンを下回る不作が続いたと

ころでございます。

また、ワカメにつきましても全国第3位の生産量はキープしてございますが、近年色落ちが頻発し、一部地域では昨シーズンに続きまして今シーズンも生産不調にあるとお伺いしているところでございます。

#### 岩佐委員

ノリにしても、ワカメにしてもかなり不作であるという現状であったかと思えます。

この原因については諸説あるのかもしれませんが、たまたまさつき、ジビエの関係で私の一般質問の議事録を見ていたら、ちょうど同じときにこの栄養塩の話も一般質問でさせていただいていました。栄養塩の不足、貧栄養というのですか、海がきれいになり過ぎているというのは以前から思っているところです。赤潮の発生とかが一時期あって、いろんな排水の規制が厳しくなって、それは一方ではいいかと思うのですけれども、きれいな海と豊かな海というのは、バランスはあろうかと思えますが、若干違うものではないかなと思っております。

先ほどの話では海藻類の養殖はこれから最盛期で春先まで続くので、今シーズンの試験結果の検証はこれからだと思えますけれども、現在実施中の施肥試験の概要とこれまでの結果について教えていただきたいと思えます。

#### 里水産振興課長

ただいま委員から、現在実施しております施肥試験の概要とこれまでの結果について御質問を頂いたところでございます。

農作物と同様に、海藻類も成長するには栄養塩と呼ばれる窒素やリンなどが不可欠でございます。色落ちはこれらが不足することで発生することが知られており、県におきましては、養殖中の海藻類に人工的に栄養塩を添加する施肥技術の開発に取り組んできたところでございます。

この技術でございますが、海域において特に不足している窒素源、硝酸アンモニウムの水溶液をボトルに充填いたしまして養殖施設に設置し、このボトルから半透膜を通じて徐々に肥料成分が海水へ供給される仕組みでございます。

県におきましては、今シーズンこの技術の効果を検証するため、現場での実証試験に御協力いただける養殖業者を募りましたところ、関係者の皆様の関心は非常に高く、県内の海藻養殖業者の半数近くを占める169名の方々からお申出を頂き、説明会の開催や必要な資材の配布などを進めてきたところでございます。

ワカメは収穫の盛期でございますので、現時点で試験結果を申し上げることはできないのですが、シーズンを終えましたスジアオノリにつきましましては、収穫の最盛期に今年は顕著な栄養塩濃度の低下が見られず、この施肥材を設置するタイミングがうまくつかめなかったことや、施肥材の設置に思いのほか手間が掛かるということを理由に、当初予定してございました養殖業者の3分の1程度の方にしか試験を実施していただけなかったところでございます。

また、試験を実施された方からは、色落ちの回復に効果があったという報告がある一方、顕著な効果が見られなかったとの声が多数を占めている状況にあり、更なる技術改良

が必要であると考えているところでございます。

#### 岩佐委員

当初、かなりの漁師さんが関心を持たれていたわけで、ただ、どうしても手間が掛かるということで3分の1程度に実施していただいたということです。現状、まだ最終ではないのでしようけれども、施肥による顕著な効果、明らかな効果の確認はできていないということです。栄養塩の話も当然ありますし、今年の冬は若干寒いとは思いますが、年間通しての水温の上昇もあろうかと思えます。いろんな要素が関わってくると思えますし、特に海というところで、分母というのですか、海水の総量からいけば、ワカメ等をやっている海域というか水の量は、本当に限られたところではあろうかと思えます。そんな肥料を効果的に海藻に供給するという事は本当に難しいと分かってはおりますが、最初の169名の漁師さんから申出があったということは、やはり業者の中にもこうしたノリ、ワカメ等への栄養塩の施肥試験には、本当にわらにもすぎる思いで関心を持たれたと思っております。

ただ、御説明もありましたけれども、まだまだ改良すべき点もあろうかと思えます。こういった技術が早期に現場実装されるように、来シーズンは更に改良が必要だと思いますが、今後、このノリ、ワカメの不作対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

#### 里水産振興課長

委員から、来シーズンのノリ、ワカメの不作対策について御質問を頂きました。

当課におきましては、令和4年度当初予算におきまして、気候変動適応型藻類養殖推進事業として600万円をお願いしており、本事業により継続してノリ、ワカメの不作対策に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、現在実施中の実証試験の結果や現場の声を踏まえまして、本県が独自に開発した施肥技術の更なる改良を図るとともに、施肥の開始のタイミングであったり、施肥材の設置方法などにつきまして再調整を行い、来シーズンも継続して事業者の皆様と共に現場実証試験を展開してまいりたいと考えているところでございます。

この課題解決は非常に難しいと認識してございますが、関係職員一同、漁業者の方々としっかり向き合って真摯に取り組んでおり、本事業の実施を通じまして施肥技術の現場実装を加速し、持続可能な海藻養殖業を是非とも実現してまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

漁師さんの声をしっかり聞いていただいて、いいのが分かっているけども手間が掛かるとなるとどうしても一歩踏み出す勇気がなくなってしまうというのか、顕著な効果が見られればやってみようという漁師さんも増えてくるのだとは思いますが。先ほども述べましたけれども、栄養塩だけの話ではないのかもしれないし、いろんな要因があって、天候を相手にするものですから、年によってどうしても不作になったり、また豊作になったりするのかもしれない。1年で結果を出すというのは難しいとは思いますが、引き続き新しい技術の開発、普及をしっかりとさせていただいて、ノリ、ワカメの不作対策をしっかり

と前につなげていっていただきたいと要望させていただきます。

それと、今はノリ、ワカメの話であったのですが、これ以外にも農林水産部としてはいろんな試験研究をされていると思います。これも私も事あるごとに申し上げているところなのですが、ノリ、ワカメを含めて、1作を1年で結果を出すというのは難しいと思いますが、ただ、これだけいろんな環境が変化している中で、今後の食を支えるということを考えれば、しっかりとこういった試験研究は進めていかなければいけないと思っております。

持続可能で、そして競争力のある本県の農林水産業に向けて、天候の変動への適応であったりとか、特に持続可能であるためには化学農薬、化学肥料を減らすこと、そういった環境負荷の軽減、また後継者不足の解消のためにも作業の省力化、スマート農林水産業などの試験研究も進めていくことは大変重要であって、その進展に大変期待しているところです。これからの研究成果が出て、生産現場に普及するまでにはやはりとにかく時間が掛かるということがありまして、先を見据えた継続的な取組が必要であると考えております。

そこで、こういった試験研究の予算をしっかりと確保すべきと考えますが、幅広いとは思いますが、来年度の試験研究に係る予算はどのようになっているのでしょうか。

#### 多田経営推進課長

ただいま委員のほうから、研究予算につきまして御質問を頂きました。

農業水産総合技術支援センターの試験研究に係ります令和4年度の当初予算額につきましては1億4,913万7,000円となっておりまして、数年にわたりまして実証いたします国の公募型研究が1件、今年度で終了したこともありますけれども、対前年度比で見ただけでは99パーセントとほぼ前年と同水準になっているところでございます。

主な予算といたしましては、これからの推進エンジンとなりますDXあるいはGXに関する研究に力を入れてございまして、まずDXにつきましては、IoT、AI等の先端技術によりまして作業の超省力化や高品質生産を可能とするスマート技術の研究を行うための、生産性革命を実現する徳島スマート農林水産業推進事業といたしまして1,200万円を計上しているところでございます。

また、GXにつきましては、地球温暖化対策といたしまして、気候変動による影響を回避、軽減するための適応策の研究に取り組む、気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクトとしまして1,550万円を計上しているところでございます。

さらに、GXの新規事業といたしましては、温室効果ガスの排出削減など環境負荷を軽減するための緩和策等の研究開発といたしまして、農林水産業における環境負荷軽減技術開発事業としまして550万円を計上してございまして、これら3事業の合計で3,300万円ということで、予算額で対前年度比116パーセントを計上しているところでございます。

これら事業を活用することによりまして、現場のニーズに的確に対応しながら、産官学の連携によりまして高度で効率的な研究開発を推進しまして、もうかる農林水産業の実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 岩佐委員

コロナ禍でいろんな予算がどうなるのかなという中で、こういった試験研究の予算が前年度比で99パーセントということで安心しております。

ただ、できればこういった試験研究は少しでも伸ばして行ってほしいなど、力を入れてほしいというのが私の思いではあるのですけれども、GX、DX等、新しいものも取り入れながら、また現場の声をしっかり聞いていただいて、実際に使えるものを、さっきも述べましたけれども、試験研究をして、それを農家さんに伝える普及をしていく段階でも何年か掛かっている、実際、農家さんが売上げを伸ばしていくまでにかかなり時間が掛かります。これも何度も申し上げているところなのですけれども、しっかりと先を見据えた取組をしていただきたいと思います。

国においても、デジタル田園都市国家構想であったりとか、みどりの食料システム戦略という方針も出されてきております。そういう意味合いでは、環境の変化もそうなのですけれども、それに呼応した方針に即応していただいて、それに伴う予算はしっかり確保していただきたいと思います。

さきの一般質問で、増富委員からも新規就農者の支援に関する質問があって、新しい支援制度になりましたけれども、県としても6億円ほどの総合対策事業を確保していただいている、ハード整備とか新規就農者が就農しやすい環境づくりは整いつつあるのですけれども、やはり、やってみようと思った新規就農者が、長期的に生産が安定していかなければ、多分1,000万円までハード整備ができたと思いますが、それだけ投資をして幾らか自己負担も要る中で、先をしっかりと見据えて生産ができるように、今言った試験研究もそうですし、基盤整備であったりとか生産体制、あと販売ですね、午前中もありましたけれども、ターンテーブルを含めて県産品のPRであったり、そういった一体的な取組は、農林水産部挙げて、来年度しっかりと続けていただきたいと思います。

#### 臼木委員

私も、岩佐委員と重複しないように鳴門わかめの産地偽装について質問させていただきます。

先日、報道された鳴門わかめの産地偽装について、少しだけお尋ねしたいと思います。

本件については、県から現時点では返品や取引停止等の影響は確認されていないとのお話があり、まずは一安心ですが、本県でも鳴門わかめの産地偽装の再発防止に向け、産地や加工業者、さらには県においても様々な取組を進められております。こうした中で起こった今回の事件には、私も強い憤りを覚えるところでございます。今後とも情報収集を継続していただき、万一の場合にはスピーディーな対応を是非ともお願い申し上げます。

さて、この事件では産地証明書が悪用されたとの報道がありました。とんでもないことで、こうしたことが繰り返されれば、養殖業者や加工業者がどんなに頑張っても鳴門わかめのブランドには傷が付くばかりだと思います。

そこで、この証明書はどのようなものなのか、また、悪用を防ぐことはできないのか、お答えください。

#### 里水産振興課長

ただいま委員から、鳴門わかめの産地証明書について御質問を頂きました。

産地証明書は、県の鳴門わかめ認証制度の創設に合わせまして、漁業者の皆様が鳴門わかめのブランドを守るため、加工業者に正確な情報を伝達し、加工履歴管理に役立ててもらおうと、それまで個別に発行されていた様式の統一や記載内容の充実を図り、平成26年から現在の形で発行、運用されているものでございます。

この証明書は、加工業者に鳴門わかめを販売する際に、引き渡したワカメは自分が収穫した鳴門わかめであることを漁業者が、引渡しの内容は正しいことをその漁業者が所属する漁業協同組合が、それぞれ証明した書面で、加工業者による加工履歴管理の正に入り口に当たる鳴門わかめの仕入れを保証する役割を担うものでございます。

一方、加工業者の中には、他産地や海外から原料を調達し、様々な商品を製造しているケースも見られ、この証明書だけでは袋詰めをされた最終商品の原料が鳴門わかめであることは証明できず、商品の原料原産地は、加工業者が全ての原料の仕入れ先や数量、販売先などを記録保管する加工履歴管理を適切に行うことで初めて明らかになるものでございます。

委員お話しのとおり、今回の事件では産地証明書が悪用されたとの報道がございましたが、そもそもこの証明書は漁業者から直接鳴門わかめを仕入れた加工業者が、自身の加工履歴が適切に管理されていることを対外的に説明するための一資料にすぎず、これをどう扱うかは、受け取った加工業者のモラルやコンプライアンス精神に懸かっているところでございます。

県といたしましては、県内でこうした悪質な事案が決して起こらないよう、今後とも生産者や加工業者に対し、加工履歴管理の重要性やコンプライアンスの徹底などについて指導を継続してまいりたいと考えております。

臼木委員

分かりました。

確かにこうした事件は、事業者のモラルやコンプライアンスの欠如が原因なのでしょうが、御答弁のとおり、県にはこうしたことが県内では絶対に起こらないよう、今後も粘り強く関係者の意識の醸成に努めていただきたいと思います。

また、産地証明書については、しっかりとその性格や効果に関係者にお伝えいただきたいと思いますが、例えば産地証明書を事業者間で引き継ぐ仕組みなどはできないでしょうか。

里水産振興課長

ただいま委員から、産地証明書を事業者間で引き継ぐ仕組みができないかとの御質問を頂戴いたしました。

先ほども申し上げましたが、産地証明書は飽くまで漁業者が加工業者に直接販売するワカメが鳴門産であることを証明するものであり、それ以降に流通する商品の原産地が鳴門産であることを証明するものではありません。

加工業者が漁業者から仕入れた鳴門わかめは加工されまして、仕入れ時とは形態や重量が変化すること、分割されて複数の加工業者に転売される場合があること、また複数の漁

業者から仕入れた鳴門わかめを原料に商品を製造する可能性があること、こうしたことから、生産者段階で発行した産地証明書をそのまま事業者間に引き継いでいくことは不可能でございます。

また、仮に産地証明書を最終の小売店まで引き継ぐ仕組みを作ったとしても、県外の加工業者に対しましては、本県には加工履歴を検査確認する権限がなく、実効性を担保できないところでございます。

このため、最終商品の原料は鳴門わかめであることを確実に担保するには、産地証明書を引き継ぐのではなく、新たな仕組みを検討するほかございませんが、この場合は全国の加工業者あるいは流通業者に取り組んでもらう必要があり、国による制度設計や運用が必要であると考えているところであります。

#### 臼木委員

分かりました。

全国的に事業者規制を掛けることになるのであれば、県では動きようがないことが分かりましたが、産地偽装の防止に向け国への働き掛けなども是非検討してください。

最後に、産地証明書は漁業者の皆さんがブランドを守るために発行されているとのことでしたが、県としては、鳴門わかめの産地偽装根絶に向け、どのような取組を行っているのか、今回の県外事業者の偽装を踏まえ、今後どのように取り組んでいこうとするのか、併せてお聞かせください。

#### 里水産振興課長

ただいま委員から、鳴門わかめの産地偽装根絶に向けた県の取組についての御質問を頂戴いたしました。

県におきましては、不正行為は決して許さない、起こさせないとの強い決意で鳴門わかめのブランドを守るという取組を進めており、平成26年10月にはワカメの加工履歴を適切に管理する加工業者を認定し、食品表示が適正な商品には認証マークが表示できる、鳴門わかめ認証制度を創設したところでございます。

消費者の皆様へ安全・安心な鳴門わかめをお届けする、この制度の認定加工業者として県では現在24事業者を認定しており、今回の事案を踏まえ、加工業者の皆様へ改めて加工履歴の管理、記帳方法などを紹介するセミナーの開催や個別コンサルティングの実施などを通じ、認証のメリットをお伝えするなど、認定事業者の更なる拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

また、認定取得を促すには、この制度の浸透を図り、消費者の皆様の御支持を得ることが不可欠であり、今月18日から認定加工業者である徳島県漁連と連携し、京阪神地域の鮮魚販売店25店舗で開催しております鳴門わかめフェアなど、広く消費者の皆様へこの制度を知っていただくPR活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

さらに、違反行為に対する抑止力を高めるため、職員80名をとくしま食品表示Gメンとして任命し、計画的に監視パトロールや立入調査を行うとともに、県内外で流通する鳴門わかめにつきましては毎年、科学的産地判別分析も行っているところでございます。

一方、本県の権限が及ばない県外事業者による産地偽装を受けての対応につきまして

は、今後明らかにされる偽装の手口や先般のアサリの産地偽装を受けての国の動きを注視してまいります。まずは当面の対策といたしましては、風評被害等が発生しないよう、認証制度をはじめとする本県の取組を発信することが重要であり、消費者の皆様の信頼が揺らぐことのないよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

鳴門わかめは、漁業者や加工業者の方々が長年にわたって守り育ててきた本県を代表するブランドであります。心ない事業者による偽装によって、関係者の努力は水泡に帰すようなことがあってはならないと思います。

県には、引き続きこの事件が県内の関係者に及ぼす影響を注視いただくとともに、この機会に併せて認証制度や科学的産地判別分析などに取り組んでいることをしっかりと内外にアピールして行ってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、もう一つです。9月の付託委員会でJ-クレジット制度の推進について質問しましたが、その際、所有者の取りまとめなど運営面のチェーンとして、森林環境譲与税を財源に森林や所有者に関する情報収集などの取組を実施しているとの答弁を頂きました。

私の出身はつるぎ町、旧一宇村で地元の祭り事などで帰ることが度々ありますが、大きく成長した杉林を見ると誇らしく思う反面、間伐が遅れたところも見受けられ、より一層森林整備を進めていかなければならないと感じるところです。

森林環境譲与税は令和元年度から県、市町村に交付されており、今年度は約7億9,000万円が森林の適正な管理のために活用されていると伺っています。

そこで、森林環境譲与税について何点かお聞きしたいと思いますが、まずは森林環境譲与税の県への譲与額とこれまでの取組内容について、教えていただきたいと思います。

#### 小杉スマート林業課長

森林環境譲与税の県への譲与額とその取組内容についての御質問でございます。

森林環境譲与税につきましては、適切な森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、令和元年度に創設されまして、市町村が行う新たな森林管理システム、森林整備を進めるための財源として、市町村と県に譲与されております。

森林環境譲与税の県への配分額でございますが、令和元年度、初年度は約7,900万円でございます。令和2年度以降は約1億1,800万円が県に譲与されております。

森林環境譲与税を財源として実施する事業内容としましては、市町村におきましては、森林や所有者に関する調査、情報収集、また間伐等の実際の森林整備、木材利用推進などとされておりまして、第一義的には市町村が事業を行う森林整備を円滑に実施できるように、市町村の支援を行うことが、まず県の取組内容とされておりまして、あわせて、そのための林業人材の育成・確保、森林に関する普及啓発等も森林の環境譲与税を財源とした取組内容とされておりまして、

これまで県が具体的に行ってきた事業内容としましては、市町村支援の目的では過去の間伐などの施業履歴や森林のデータ整備、それと昭和の時代からずっと継続して航空測量で撮影しておりますので、空中写真をデジタル化して市町村で利用できるような形にするということを実行してきております。

また、人材の育成・確保につきましては、とくしま林業アカデミーの運営支援、それと林業の担い手の高性能林業機械の操作実習と林業技術研修などに取り組んでいるところでございます。

あわせて、森林に関する普及啓発としまして、木材の利用促進や森林利用の普及啓発活動としまして、森林環境譲与税の一部は徳島木のおもちゃ美術館の運営等にも使われております。

#### 臼木委員

県の取組についてはよく分かりました。森林環境譲与税は市町村が主体となって行う新たな森林管理システムの財源として創設されたということですが、最近では市町村に財源が配分されているものの、しっかりと活用できていないとの報道もあります。

県内の市町村のほとんどには林業の専門職員がいないことから、森林環境譲与税が有効に活用できるよう、県が助言や指導などしっかりと支援をしていただきたいと思います。県が行っている市町村の支援について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

#### 小杉スマート林業課長

県が行っている市町村支援の詳しい内容についての御質問でございます。

国の制度であります新たな森林管理システムでは、市町村が主体となって森林所有者に対し、森林経営に対する意向を調査し、その結果、森林所有者が市町村に森林の経営管理を委託したいという意向があれば、市町村自らが間伐など森林整備を実施することとされている制度ですので、市町村の役割が非常に大きくなっております。

今年度、県内24市町村に配分が予定されております森林環境譲与税は約6億6,800万円となっておりますが、委員御指摘のとおり、県内の市町村には林業の専門知識を持った職員が非常に少なくなっておりますので、市町村においては森林環境譲与税を活用した業務体制がなかなか整っていないというのが実情でございます。

そこで、県ではこの新たな森林管理システムに関しては令和元年度から始まったわけですが、その制度開始前の平成30年度から県内24市町村と徳島森林づくり推進機構など関係団体でとくしま森林経営管理協議会という組織を設置しまして、1年前から制度の円滑な運営と森林の経営、管理の整備を進めるために、会員である市町村同士で情報共有や情報交換、また各市町村における森林環境譲与税の活用事例の報告などを行って、情報を共有して制度を進める活動を行っているところでございます。

あわせて、県の南部ですとか吉野川流域東部などにおきましては、県全体のこの組織とは別に地域ごとの市町村独自の取組として、制度の周知や森林所有者への意向調査などを行う共通の事務が合理的に行えますように推進協議会が設置されておきまして、県もこの推進協議会に参加して、市町村がこれらの業務を円滑に執行できるよう助言、指導を行っているところでございます。

#### 臼木委員

今後もしっかりと市町村を支援していただき、森林整備が早急に図られるよう県が市町村をどんどん引っ張って行ってほしいと思います。

最後に、県の令和4年度の森林環境譲与税額を活用した取組についてお聞かせください。

小杉スマート林業課長

令和4年度の県の森林環境譲与税の取組についての御質問でございます。

令和4年度の県への森林環境譲与税の譲与額につきましては、今年度と同額の約1億1,800万円を見込んでおります。

来年度の取組としましては、これまでと同様であります。人材の育成・確保、林業担い手の確保が県林業施策における最重要課題でありますので、引き続きとくしま林業アカデミーの運営支援を実施する予定でございます。

また、市町村支援といたしましては、市町村における森林整備の円滑な実施を進めるために、これまで整備してきました県の所有する森林GISのデータにこれまでの地籍調査の結果を反映させて、精度を向上させたデータをただいま製作しておりますので、これを市町村に提供するように考えております。

さらに、木材利用の推進につきましては、店舗やオフィス等の非住宅で行う県産材を利用した木質改修、内装木質化などにつきまして、木材の利用量に応じて助成する支援事業を今考えておまして、こういった形で広く県民の方々に県産材の利用促進を図っていきたいと考えております。

以上が、令和4年度の森林環境譲与税を活用した取組としております。

臼木委員

森林環境譲与税は間伐などの森林整備や林業人材育成、木材の利用促進を図っていくために大変貴重な財源ですので、引き続き、有効活用に努めていただきますよう、お願いいたします。

また、市町村にも多額の譲与税が配分されていますので、適正な森林管理が図られるよう市町村の支援もしっかりと行っていただくよう要望いたしまして質問を終わります。

北島委員長

質疑の途中ですが、換気のため休憩をいたします。（13時55分）

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時00分）

増富委員

ため池の質問をさせていただきたいと思っております。

吉野川市にも大正池という大きな池があるのですが、これが決壊したときのことを想像したら、すごくぞっとするのです。

というのは、池の下に川島高校がございまして、ため池の定義はいろいろ分類されると思うのですが、特に農業用のため池というのは結構高い位置にございまして、一度そういうところが決壊すれば非常に大きな被害、災害が起こるとというのが1点で、地域住民の生

命それから財産を守るため、また計画的な防災対策工事の推進が必要なのは当然のことと思うのですが、これについての今後の方針について、まずお伺いしたいと思います。

太田生産基盤課長

ただいま増富委員から、農業用ため池の取組について御質問を頂きました。

委員がおっしゃるとおり、吉野川市の大正池は県内でも非常に大きな池でございます。農業用として用いられることに加えて、あそこは上桜公園となっております。地域の皆さん方の憩いの場となっております。

ただ、この農業用ため池は本県全体で544か所ございまして、その築造につきましては、分かるものだけでも江戸時代以前に造られたものが過半数を占めてございまして、おっしゃるとおり、老朽化の進行も懸念されておるとおりでございます。

そういったため池が決壊した際には、先ほど川島高校のお話もございましたけれども、人命や財産が失われる事態が想定されますので、まさしく計画的で迅速なため池の防災対策工事の実施が非常に重要だと認識してございます。

このような中、徳島県におきましては下流への人的被害が想定されるため池につきまして、その影響度でございますとか老朽化などを踏まえて、優先度が高いため池につきまして、防災対策工事などのハード対策をこれまで実施してまいりました。

また、決壊した場合に人的被害を及ぼすため池につきまして、国のほうで二つ法律がございまして、この法律に基づきまして防災重点農業用ため池を指定するようになってございます。

本県につきましては、今申しました下流に人的な被害を及ぼすため池、防災重点農業用ため池として362か所を昨年6月に指定いたしましたところでございます。

これら防災重点農業用ため池につきまして、災害時の避難誘導につなげていくために市町村と協力しながらハザードマップの作成や公表、さらには監視カメラの設置などのソフト対策についても併せて推進を図ってきたところでございます。

さらに、先ほど申しましたような法律ができる中で、7月に県と市町村などで構成いたします徳島県農業用ため池協議会を設立いたしまして、ため池対策を県、市町村で連携して取り組んでいく体制を作り上げたところでございます。その中で、防災工事等推進計画を策定いたしまして、県と市町村の役割分担を明確化することで、今後計画的に防災工事等を推進することといたしております。

なお、ため池の多くが土地改良区であったりとか、水利組合だとか、あと個人が所有管理しているということでございまして、ため池の防災工事を計画的に進めていく上では、これらのため池の所有者、管理者の皆さん方の理解を得ながら進めることが不可欠であると考えてございまして、その意味でそれぞれのため池の現状の共有をしっかりと図る必要があると考えております。

このようなことから、本年度ため池の劣化状況評価ということで、先ほど少し触れました防災重点農業用ため池のうち、改修工事からまだ間もなく老朽化が進んでいるとは捉えられないものでありますとか廃止が確実なため池を除きまして、348か所を対象に本年度のこの評価を行っておるところでございます。

今後は、この劣化状況評価の結果を推進計画に反映させていただきまして、堤体や洪水

ばき吐などの改修を行う防災対策工事でありますとか、農業用として使われなくなったため池の廃止工事などにつきまして、国の国土強<sup>じん</sup>靱化5か年加速化対策などを最大限活用いたしまして、ため池工事特措法の期限でございます令和12年度までに集中的かつ計画的に実施してまいりたいと考えてございます。

#### 増富委員

農業用のため池の種類というか機能をちょっと調べてみたのですが、洪水調整をする機能、土石流の防止機能、気候緩和の機能、生態系の保全機能、それから休養する機能、これぐらいの分類がされるのですが、実際、徳島県内でどこにため池が多いのですか、それとため池がない市町村もあるのでしょうか。

#### 太田生産基盤課長

ただいま、県内のため池の状況について委員から御質問を頂きました。

まず、県内の農業用ため池がない町としましては、松茂町、藍住町、北島町、それとつるぎ町という四つの町がため池のないところになってございます。

続きまして、ため池の数が多いところ、少ないところというお話がございましたけれども、農業用ため池の目的が、雨水等をためてかんがい用として農業のために用いるということで、要は川からなかなか農業用水が取れない、さらには雨の量も少ないところで、県内でため池の数が多いところといたしますと、吉野川の北岸筋でありますとか、あと阿南市とかについてもそういう条件に当てはまりまして、具体的に申しますと、例えば阿波市につきましては74か所、あと鳴門市につきましても100か所、また、先ほど申しました阿南市におきましても77か所、こういう形で先ほど申しました北岸筋だとか阿南の辺りが特に多い状況となってございます。

#### 増富委員

板野郡の松茂町、北島町、藍住町はないと理解できるのですが、つるぎ町が少ないというのはちょっと意外だなと思ったのです。僕の隣町、阿波市は無性に池が多く、しかも高速道路の非常に危険な位置にあるように思います。

最初の答弁にあったのですが、この防災対策工事について所有者それから管理者によるため池の適正な管理保全、この活動はため池の災害を未然に防止するというところでございますが、問題は小規模な水利組合、今御答弁いただいた組合とか、それから技術的な問題、一番大きいのが人材不足ということで、困難なケースも予想されるのですが、どこまで行政が指導していけるのかということをお聞きしたいと思っております。

#### 太田生産基盤課長

ただいま増富委員から、先ほど申しましたように管理組織が、要は非常に弱体化している、さらには農家の減少、高齢化というようなこともある中で、所有者、管理者に対するサポートというお話だったかなと考えております。

委員のお話にありましたように、農業用ため池の災害を未然に防ぐためには、正しく日常からの管理保全が一番大切になってこようかと思っております。

そういった中で、繰り返しになりますけれども、その管理を行うべき農業者の減少、高齢化が進んでおりまして、管理体制が弱体化しているということでございますので、こういう状況の中で災害が起こるリスクが今大きくなっていることから、行政主導による支援が非常に重要であると考えております。

行政としてどこまで支援ができるのかというお話でございますけれども、本来的にはため池の管理といいますのは、令和元年に国のほうで設定されましたため池の管理保全法というものがございまして、ため池の管理者が一次的にはしっかりと管理を行うということになってはございます。そういう中ではございますが、先ほどのような状況がある中で、法律におきましても、行政といいますか、一定、その支援を考えていかなければならないところにもなっております。

本県といたしましては、今の組織体制を考える中で、ため池に関する専門的な知識を有する組織を立ち上げまして、ため池管理者へのサポートを行うことが必要であると考えております。このため、本年4月から新たに徳島ため池管理支援センターを設置いたしまして、ため池に関する相談窓口のワンストップ化でございますとか、日常管理に関しましてため池の所有者、管理者に対して指導、助言など適正管理に向けた普及啓発などを行ってまいりたいと考えております。これらの取組によりまして、ため池の適正な管理保全の支援を強力に推進いたしまして、県民の安全・安心と農業用水としての水源の確保の両立を目指して取組を進めてまいります。

#### 増富委員

今、答弁では徳島ため池管理支援センターを設置するというところで、非常に期待するところであります。

がらっと質問が変わるのですが、一般質問でもさせていただいた流域治水のことなのです。流域治水というのは浸水被害を少なくするというところで非常に大きな効果があると期待しているのですが、吉野川市では飯尾川の関係で市内の七つの池で流域治水を行っており、なお一層進めなければならないのですが、具体的な取組を改めてお願いしたいと思います。

#### 太田生産基盤課長

ただいま増富委員から、流域治水を絡めた形でのため池の活用ということで御質問いただきました。

委員からもお話がございましたように、気候変動によりまして豪雨災害の激甚化、頻発化が進む中で、洪水災害のリスクに備えるため、本県におきましても、これまでの河川管理者が行う治水対策に加えまして、流域のあらゆる関係者が共同して流域全体での水害を軽減する流域治水の取組が始められているところでございます。

委員からもお話がありましており、現在、吉野川市におきましては、このため池を活用しました流域治水の取組が正に始められているところでございます。

先ほどの説明と少しかぶりますけれども、農業用ため池の本来の目的は流域に降った雨水をかんがい用水として貯留するための施設でございますが、流域治水におきましては、ため池の雨水を一時的に貯留することで下流へ水を一気に流さない、流出を抑制すること

で洪水による浸水被害の軽減を図ることができるということで、ため池の洪水調節機能を流域治水において活用することが期待されているところでございます。

具体的な取組といたしましては、台風が接近する前など豪雨が予想される場合に、あらかじめ事前放流を行うことによりましてため池の水位を下げまして、要はため池の水がたまる容量を大きくしておいて、洪水調節機能を高めるものでございます。

先ほど委員のほうからも、本県については農業用ため池が主に少し高い位置にあるというお話がございましたけれども、谷などから流れ込む雨水を貯留するために土を締め固めた堤体を造りまして、農業用水を取水するため堤体に斜樋とか底樋といった取水する施設を設けるわけですけれども、さらには、大雨の際に異常な水位の上昇からため池を守るために、堤体の一部を切り欠いて雨水を放流するため洪水吐ばきというものを設けます。この洪水吐ばきについては、通常かんがいに必要な水量を確保する高さで設置されておるわけですけれども、今後につきまして、この洪水調整機能を一層高めて有効に活用していくためには、農業用水の貯留に影響のない範囲で常時からの貯水位をいかに維持管理を簡単にしながら低下させて管理していくかということが重要と考えておりまして、今申しましたため池の洪水吐ばきの一部分を切り欠いてスリットのようなものを設けまして、その部分だけを操作することでため池の低水管理を容易に行うと。さらには、それによって常時の水の量も少し減るということで、農業者にとっては少しデメリットの部分もでございます。

そのようなことも含めてため池にたまった土を浚しゅんせつ渌することによりまして、貯水の容量の拡大も行いながら、洪水調節機能も更に拡大していくことに今後取り組んでいこうと考えております。

このような取組につきまして、今後とも市町村と連携して取り組んでまいりまして、流域治水につきましても、ため池を活用して洪水災害のリスクの軽減を一層図ってまいりたいと考えております。

## 増富委員

再度言うのですが、流域治水にため池を利用することは非常に大きな効果があると思うのです。

今、御答弁の中にスリット等を取り付けたらいろいろ調整ができるということで、素人いきと考えたら、水を取り過ぎるのではないかみたいなことを思うのですが、これもないということで、浚しゅんせつ渌だとかきちんとした工事を積極的に取り入れて、流域治水事業に絡めながらしっかりと対応していただきたいと思えます。

それともう1点、ターンテーブルについて岡本委員もおっしゃっていましたが、東京で徳島県をアピールする情報発信は非常に大きな効果が僕はあると思うのです。

七條課長がさっきいろいろ御答弁していたのですが、僕はターンテーブルには数字に見えないことがたくさんあると思うのです。

ですから、借金という言い方はおかしいのですが、幾らそういうことになっても、ひるまずどんどんと県の事業として進んでいってほしいなと思うことを言わせていただいて、終わります。

## 扶川委員

このくらい最後になりますと、先にいっぱい面白い話が出てきたので、聞きたいことが幾つか出てきたのを先に聞いておきます。

ターンテーブルですけれども、宿泊人数がインバウンド需要の多いホステルは回復が鈍く、コロナの影響を受けるのは令和5、6年度のことで、それから後はどんどん増えていくということだろうと思うのです。

歴史観光と結び付けるとかいう話が先ほど出まして、それはいいことだと思うのですけれども、今のターンテーブルでそれを結び付けていくような展示であるとか、例えばDVDを置いておくとか、それから、三好長慶みたいなものがNHKで大河ドラマにしようとかいう運動がありますけれども、そういった徳島県の歴史資源と結び付けて、例えばバックパッカーの人が徳島に来るのにインセンティブを与えとかクーポン券を渡すとか、いろんな工夫があると思うのですけれども、そのあたりはどんなことを考えておられるのか、推進していくのか、ちょっと教えてください。

#### 七條もうかるブランド推進課長

ただいま委員から、来年度からのターンテーブルにおきます取組について御質問いただいたかと思えます。

食をテーマにした取組以外にも、ターンテーブルは新たな6年目のステージに入りますので、さきに御説明いたしましたように歴史観光でありますとか、阿波文化などに触れていただく機会を創出したいと考えております。

歴史文化、阿波文化、いろんな可能性が数多くあろうかと思えますけれども、まずもって来年度事業で考えておりますのは、例えば、本県で古くから使われております遊山箱などを用いまして、ターンテーブルの食事などで提供する機会ですとか、あるいは食事ですとかお酒をお飲みいただく場面で大谷焼などを御紹介したりとか、そういった場では窯元の方ですとか、あるいはお酒を提供する折には酒蔵の方にも徳島の御紹介であるとか、それから商品、作品の製作に当たっての思いですとか、そういったことをターンテーブルを御利用いただく都内の方々に御提供したいなと考えております。

また、阿波文化のほうにつきましては、例えば木頭の杉を用いましたお箸を製作するワークショップでありますとか、できれば阿波藍の染め物などを体験いただく機会なども作れたらいいかなと考えておまして、こういった取組によりまして、徳島のことそれから文化、歴史などに触れていただく機会を創出してまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

四国ってどんなところ、徳島県ってどこみたいなことを言う、場所も正確に知らないような人が首都圏に行ったらおります。だから、こういうグッズ、食事なんかを物品とかを通して文化を知っていただくというのは大事だと思いますけれども、歴史、文化という意味でそういったものも、是非アピールしてほしいのです。

宿泊したら、例えば徳島の歴史がモニターで見れるとか、休憩中、食事中に見れるとか、いろんな工夫をしてほしいなと思えます。是非お願いしたいなと思えます。

それから、ジビエについては、採用してくださいというお願いもしたことがありますけれども、食材として取り上げているのですか、今。

七條もうかるブランド推進課長

ジビエの提供について以前にも委員より御提案いただいたところでございます。

岡本委員への御答弁でもお話しさせていただいたのですけれども、ちょうど阿波地美栄の消費拡大のために阿波地美栄キャンペーンなどが県内外の飲食店で行われております。そうした取組を活用いたしまして、ターンテーブルにおきましてもこの事業に参画いたしまして、首都圏におけるPRに努めさせていただいたところでございます。こういった取組についても、引き続き機会あるごとに対応していきたいと考えております。

扶川委員

メニューにも取り入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、ジビエの件で仁木委員さんのほうから議論があったので関心が出てきたのですけれども、県内にほかにもジビエの処理場はあるのでしょうか。そういうところでは、阿南のように地元の猟友会に限定するような運用をしているのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま扶川委員から、ほかの処理施設の状況についての御質問を頂きました。

先ほど、私からちょっと言わせていただいておりますけれども、ジビエの施設に関しましては、安全という観点から誰でも入れられるというところではございません。

例えば、ほかの施設でございましたら、阿波地美栄衛生処理講習会を受講した者又は1時間以内に搬入が可能かどうか等を確認して登録を行うとか、そういった若干のハードルを設けさせていただいて、それで実行しているというのが現状でございます。

扶川委員

私の地元でもイノシシが出ます。私の家の庭にも畑にも出ます。裏の家でもこの間2頭目、3頭目を捕りました。そういうものがきちんと食されるようにしていただきたい中で、処理場に届かない、到達しないというのは非常に残念です。

だから、持ちつ持たれつで、私も特定の猟友会に限定するなんておかしいと思っておりますから、きちんと講習会を受けて衛生処理ができる人には是非広く開放するように、県から強く働き掛けていただきたいなと思っております。

阿南市がお金を出しているというのであれば、例えば阿南の猟友会が持ち込んだ分について、特別にインセンティブを与えとかプラスアルファとか、差別化する方法はあると思うので、何か検討されたらいいのではないかと意見として申し上げておきます。

それと、臼木委員がおっしゃったワカメの偽装のことも関心があるので、一言だけ申し訳ないのですけれども、先ほどお話のあった科学的な検査、国レベルであっちでもこっちでも起こっている食品偽装を、アサリもそうですけれども、これから防いでいくためには制度を作らないといけないというのはそのとおりだと思いますが、結局のところ科学的に判別ができるのであれば、抜き打ち検査を全国的にやるしかないのではないかと思います。そのくらいのきちんとした体制を国のほうに要望していただきたいのですが、県としてはどのような要望をしていかれるのか、お考えがあったら教えてください。

## 里水産振興課長

ただいま、科学的産地判別分析について御質問を頂戴したところでございます。

科学的産地判別分析につきましては、基本的には危機管理環境部のほうで御対応いただいているところでございますが、この結果をもって偽装の有無を確定できるものではなく、飽くまでも参考であるというふうに聞いているところでございます。

最終的に食品表示法あるいは不正競争防止法等に基づいて立件する場合は、加工履歴の管理あるいは事業者の供述がなければ立件には至らないという認識でございます。

したがって、産地判別分析は飽くまでも抑止効果としては県としても今後とも継続してまいりたいと考えてございますが、これをもって偽装の根絶に直接つながるかという点、決してそうではないという理解でございます。

## 扶川委員

調査の入り口になり得るかも分からないではないですか。だから、そういう意味では、全国的に各県、国が協力して、それぞれの地域の特産物について、チェックしてほしいという話があったらそれを相互にチェックし合うような仕組みができたりとか、そういう疑いがあったら踏み込んだり、捜査に入ったりするのを、徳島から出掛けていなくても地元でやってくれるとか、いろんな仕組みを考えられると思うのです。

県境を越えた全国的な取組が必要だと思うので、そのような要請をしていただきたいということを要望だけしておきます。

それで、やっと自分がやりたかったことを言いますけれど、農地の荒廃について非常に心配しております。というのは食料安全保障上、自給率の低下は避けなければいけない。食料危機がやってくるということがNHKの番組で流されたことを前に言いましたけれども、コロナで備えを怠っていたことで大慌てしたようなことが食料でも起こってはいけません。そんな先のことではないので、これ以上耕地を減らさない取組というのが非常に重要だと思うのです。

最初にデータについて教えていただきたいのですが、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画における荒廃農地対策の位置付けという資料を事前に頂きました。その中に荒廃農地には再生利用の可能な荒廃農地と、再生利用が困難な樹木なんかが生えた荒廃農地があります。遊休農地には1号と2号とがあって、2号は使っているけれども著しく劣った使われ方しかしていない。1号のほうは耕作の目的に供されていないけれども、再生利用が可能だと、こういう区分がされているようですけれども、それぞれの区分ごとの農地について全体の耕地面積と併せて県内でどのように推移してきたか、数字があったら教えてください。

## 松本農林水産政策課長

ただいま扶川委員から、荒廃農地面積についての御質問を頂きました。

徳島県におきます荒廃農地の面積でございますが、公表されております最新の数字でございますと令和2年になるのですけれども、県全体で3,034ヘクタールでございます。

それで、5年間の推移で申しますと平成27年が2,711ヘクタールでございますが、面積

といたしましては323ヘクタール増加しております。

それで、委員からお話のありました荒廃農地の中でも、再生利用可能な荒廃農地と、あと森林化していて物理的にどうしても再生ができない、仮に再生したとしても農業の継続ができないだろうという荒廃農地が再生利用が困難と見込まれる荒廃農地でございます。この二つの区分がございます。

再生利用が可能な荒廃農地の面積につきましては、令和2年が1,261ヘクタールで、5年前の平成27年が976ヘクタールということで、再生利用可能な荒廃農地につきましては、5年間に285ヘクタール増加しております。

次に、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積でございますが、令和2年が1,774ヘクタール、5年前の平成27年が1,735ヘクタールということで、こちらにつきましては5年間で39ヘクタール増加という状況となっております。

扶川委員

この間の耕地面積全体の数値を教えてください。変化は怎么样了か。

松本農林水産政策課長

耕地面積についての御質問でございます。

徳島県の耕地面積でございますが、農林水産省の作物統計調査の数字でございます。こちらにも公表されている最新データが令和2年になりますけれども、2万8,500ヘクタールでございます。5年前と比較いたしますと、平成27年が3万100ヘクタールでございます。平成27年から令和2年の5年間で1,600ヘクタール減少している数字になっております。

扶川委員

耕地面積自体も転用によって大きく減っている中で、荒廃農地という形でも323ヘクタールも減っていると。その中で、どうしても再生困難だというのは39ヘクタールぐらいまでの減少ですから、まだ一部にとどまっていると。

だから、ここで頑張って荒廃農地を増やさない、再生可能なところはどんどん再生させていって耕地化していくというのは非常に大事な取組だろうと思うのです。

今年度の新しい事業にも遊休農地解消緊急対策事業、これは遊休農地のほうですけれども、荒廃農地を再生していく取組と併せてしっかりやってほしいのです。荒廃農地については、今年度どのくらい再生していく予定になっているのですか。

松本農林水産政策課長

ただいま扶川委員から、今年度……

(「来年度です」と言う者あり)

来年度、荒廃農地を解消していく予定かということでございますけれども、具体的に何ヘクタールなり数字を目標として設定はしておりませんが、委員からお話のございました来年度の新規事業でございますが、国の事業を活用して取り組む遊休農地の解消の事業で、農地中間管理機構が積極的に遊休農地、イコール再生利用が可能な荒廃農地を積

極的に借り受けまして、草刈りとか簡易な整備によって再生していこうという取組を支援することとしております。こうした取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

その機構が借り上げて別の人に貸していくということで荒れていくのを防ぐわけですから、結局のところ借り手が増えることが重要です。要は、就農する人が増えるということが結局荒廃を食い止めていくということと併せて、生産性を上げて少ない農業従事者でも広い耕地を耕せることができるようになると、この両面から進めていく必要があるのだろうと思うのです。私は、そのあたりは量的にも、何としても死守するのだという一定の目標を持ってやってほしいのです。ずるずると減っていくばかりでは先が見えない。これ以上は下げないという気構えで取り組んでいただかないと、日本の農業、徳島県の農業は守れないと思うのです。そのあたりの明確な目標を定めて、これ以上増やさないのだという強い決意で取り組んでいただきたいのですが、どうでしょう。

#### 松本農林水産政策課長

扶川委員から、農地確保の明確な目標を立てていくべきではないかというお話でございます。

本県農業が持続的発展を遂げていくためには、農業生産の基盤となります農地の確保が非常に重要な課題であると認識しております。このため、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用にしっかり努めますとともに、ただいまお話のございました、農地減少に直結します荒廃農地の発生防止や解消に向けた対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、農地を確保していくためには、委員からもお話がありましたように、農地で耕作をしてくれる農業従事者の確保が非常に重要です。農業従事者に来てもらうためには、所得の増大などもうかる産業として、これをしっかり実現していく必要があるのかなど。

そのためには、農地中間管理機構をはじめ進めております農地の集積集約化や高収益作物への転換、またスマート農業の実装などによりまして農地の生産性の向上や作物の高品質化を図るとともに、さらには農産物の販路拡大や輸出ブランド化を進めていって、しっかり農産物を売っていく必要があります。

これを進めていくためには、どんどん農産物を生んでいくための優良な農地が必要であるということで、農林水産施策といたしましてはより緊密といいますか、絡み合った形で総合的に進めていく必要があると考えております。

農地を何ヘクタール確保すれば良しとすることではなくて、また減少するとしても農地の機能を上げていくことによって、ちゃんとした農業をやっていく形を作っていくというのもあるかと考えておりますので、現在のところは農地確保全体の目標設定は考えていないところでございます。

#### 扶川委員

私はそこについては是非、設けるべきだという考え方です。ずるずると減っていくのではよろしくない。農地転用も、今のようにどんどん耕地を減らしていく方向で進めるのは

いかなものかなと思います。

本当に食料危機がやってきたときにどうするんだと、西沢先生がよく言いますけれど、戦争直後みたいにあっちもこっちも掘り返してカボチャでも作るのかというような話になったら大変ですから、そうならないように努めていただきたいと思います。

今おっしゃったような考え方の下に、とくしま農地集積加速化事業というのが今年度できていると思うんですけど、新しい借り手、貸し手に対して支援していくということで、これはどちらかという若い人向けなんです。私はまだ勉強途中で詳細が分からないんですけど、「就農への道」という本を読みますと、幾つか着目しなきゃいけない人材の問題があって、一つは、単に若い人だけをターゲットにするんじゃなくて、ほかの仕事をしていてリタイアして農業に戻ってくる人、今だったら都会から戻ってくる人、それから県内でほかの仕事をしていて農業に戻る人、あるいは新しく始める人、そういう人にも着目した対策が必要だということも書かれておりまして、全国農業会議が各県の新規就農支援制度をまとめておりまして、それを見ますと65歳未満の人を対象に助成金を作るとかいろんな支援をするという仕組みがあるんですが、徳島県は、比較的、年のいった方に対する支援というのは今どのようになっていますか。

#### 多田経営推進課長

ただいま、新規就農者の確保につきまして御質問いただきました。

新規就農者の確保、更に農業の維持発展のためには、その基本となるものが人の確保ということで、まずは担い手をいかにしてしっかりと確保するかということを施策の一丁目一番地という思いで、今取り組んでいるところでございます。

そのために、まずは県庁内にワンストップ窓口としましての窓口を設置するとともに、アグリビジネスアカデミー等の技術の向上ができるような施設の整備を進めております。今、議員から御質問のありました制度の関係で言いますと、国の制度を活用しまして、就農前の研修期間中や就農直後の所得の支援を行います農業の次世代人材投資資金という資金がございまして、その資金を基に支援をしているところでございます。この資金につきましては、49歳以下の方を対象にして御支援しているところでございます。

もう1点、県のほうで単独で作っているものがございまして、55歳未満の方々を対象に、4か月間の農業法人等での先進的な農家で農業技術の習得に関わる者を支援するために、とくしま就農スタート研修を行っているところでございます。

更にもう1点、農の雇用事業と言いまして、農業法人等で就農を希望する方に対して支援する国の制度もございまして、これも49歳以下になっているところでございます。

#### 扶川委員

そういう状況ですから、今申し上げたみたいに徳島県ももう少し例えばUターン、Iターンの方が県内でも県外からでもいいですけど、農業に従事しようとしたときに手当てできるような制度に発展させてほしいと思いますので、是非、今後検討していただくようお願いしておきたいと思っております。

もう1点、外国人材の話なんですけれど、国の統計の中に外国人材の農業就業状況が数として入っていないという指摘があるんですけど、県の農林水産部では、徳島県にやって

来ている技能実習生の農業に対する就業状況は把握されていますか。

多田経営推進課長

ただいま委員のほうから、外国人労働者などの多様な労働力の確保についての御質問を頂きました。

県におきましては、高齢化等によりまして担い手不足が進む中におきまして、本県の農業というのは園芸品目を中心に栽培されてございますので、とりわけ定植期や収穫期におきましては多くの労働力が必要でございます。

そこで、県では農業の労働力不足の解消に向けまして、外国人人材の受入れに係る研修会とか無料職業紹介所の活用支援などに取り組めるように、農業会議の中に農業担い手コンシェルジュを設置いたしまして、そこが総合相談窓口になって取組を進めているところでございます。

今おっしゃっていただいた、現在、徳島県にいる外国人労働者数につきましては、令和3年10月末が最新のデータでございまして、605人の方が従事されている状況でございます。

扶川委員

これは、農業に従事している人ということですか。

多田経営推進課長

おっしゃるとおりでございます。

扶川委員

私も、過去にも相談を受けたことがあります。労働基準監督署に駆け込むような技能実習生もいます。あるいは労働組合でそれをフォローしています。ひどい実態が時々明るみに出ます。パワハラだったりセクハラだったり、劣悪な住宅環境だったり、ピンハネだったり、最賃法違反だったり、そういうことにならないように、部局が違いますけれど、農林水産部のほうもきちっと相談に乗ってあげる体制なり、そういうものを発見したときに相談窓口を紹介して対応するであるとかをやっていたかかないと、せっかく外国から日本に来て、技能実習をやっていただいても、日本に来て泣かされて帰るというのでは、本来の国際親善の目的から外れてしまいますので、また日本に來たいという労働者が減ってしまいますので、そういうことがないように、農林の部局でもしっかり取組をお願いしておきたいんですが、それはよろしいですか。

多田経営推進課長

委員がおっしゃるとおりでございまして、外国人労働者の方々も貴重な労働力でございますので、そのために農林水産部におきましては、先ほど御説明させていただきましたが、農業会議に農業担い手コンシェルジュを設置してございまして、そこが総合窓口になっているところでございます。そこを通じまして、しっかりと外国人の方々の悩みなども受けながら、何とかやっていきたいと考えているところでございます。

## 扶川委員

是非、悩みを受け止めていただきたいと思います。

国際交流センターなんかには連絡しますと通訳のサービスも受けられますので、日本語がしゃべれない人に対しても懇切丁寧な対応ができるようお願いしたいと思います。

それで、最後に有機のことでお尋ねしますが、もう時間がなくなっちゃいましたけれども、日本の農水省も2050年に有機25パーセントという目標を掲げる、みどりの食料システム戦略というのを昨年5月に立てて、9月議会で私は、これと比べたら徳島県の取組目標が低いんじゃないかということをお願いしたけれども、今回国も予算が付いて県も事業化するというところでほっとしております。

今回の予算の中に、農林水産業における環境負荷軽減技術開発事業として、化学肥料とか農薬削減に取り組むとあります。それから、特別栽培米の導入を実証するような未来につなぐ水稻生産体制確立事業というのがあります。それと、有機農業等産地拡大加速化事業というのがあります。どれもこれも全部進めてほしいものですが、時間がないので、取りあえず有機農業産地拡大加速化事業について、具体的にどのように来年度取り組んでいただけるのか、説明をお願いします。

## 七條もうかるブランド推進課長

ただいま、本議会の先議に御提案いたしました有機農業等産地拡大加速化事業についての御質問を頂きました。

委員がお話のように、当事業におきましては、昨年5月、国におきましてみどりの食料システム戦略が策定されまして、それに伴いまして来年度より創設されました、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用いたしまして、本事業をお願いしたものでございます。

中身につきましては、有機農業の拡大を一括して取り組みます市町村をモデル市町村と設定いたしまして、大きくは三つでございます。技術普及、そして流通販売、消費の拡大、これらの取組に要する経費を一部助成するものでございます。予算につきましては1,900万円となっております、モデル地区の2市町を設定することを想定しております。

具体的な取組でございますが、まず技術普及に関しましては、薬剤に頼らない病害虫の防除を行いますIPM技術の導入であったり、堆肥等を活用しました土作りの普及、それから、これらにつきましては既に各地域で高い技術レベルをお持ちになって減農薬ですとか有機農業に取り組んでいらっしゃる方がおりますので、この方の御協力を得ながらモデル地区に技術実証展示場の設置ですとか講習会を実施してまいりたいと考えております。

次に、流通販売対策につきましては、対象市町の独自ブランド、それから産地として確立するための支援、あるいは飲食店ですとかホテルなどの外食産業にサンプルの供給であったりとか、求評会の開催、さらには展示会への出展などによりまして、産地と実需者をマッチングするような活動を支援してまいりたいと考えております。

消費の拡大対策につきましては、有機農業、有機農産物、それから有機農業に取り組む方の取組をPRいたしまして、消費の拡大につなげてまいりたいと考えております。

さらには、小中学校の教育機関等で食育の一環といたしまして学校給食にも御活用いただきまして、未来の消費者となります小中学生への食育活動と併せまして、有機農業の取組を広く周知していきたいと考えております。

#### 扶川委員

ジビエは今度採用していただけるようなので有り難いですが、前から学校給食に、ジビエと併せて有機農産物をもっと積極的に導入する取組をとということでお願いしてきました。

国のほうの予算も付いて、今年から実証実験が始まるようで、これも歓迎ですが、その中でいろんなネックが出てくると思います。それは、量の確保であったり、品質の確保であったり、それから生産する側の所得が十分得られるかどうかという問題であったり、学校給食の側では、保護者の了解を得られるかという問題とか、給食費に跳ね返らないかとか、これまでも議論してきましたいろんな問題がありますが、やっぱり未来を担う子供の体を守っていく学校給食はとりわけどんどん広げていただきたいと私は思っております。

今治のような先進地、徳島県でも小松島なんかはしっかり取り組んでおられるという話を聞きましたが、やっぱり給食が一つの入り口になって生産の拡大が図られております。

教育委員会としっかり連携して、実証の次は具体的に実装というような形で進めていただきたいんですが、いろんな課題がある中で、規模的な問題で一気に進まないことは説明を受けてよく分かりました。しかし、目標を立てた以上はこれもやり抜いていただきたいなと思います。

教育委員会のほうにもまた相談していただきたいんですが、例えば子供さんたちが、学校の農園で実際に有機の作物を作ってみたり、あるいは地元産の有機農産物を使って調理実習をしてみたり、それが非常に有効だとされていますので、農林のほうからも協力してやっていただきたいんです。それから、今治では残留農薬を調べるキットを用意して、それで実際に調べるようなことを教育の中でやったりしたそうです。そういう技術的な支援とか応援も教育委員会と相談して進めていただきたいんですが、学校給食をうんと力を入れて広げていくための取組、これからこういうことをやりたいというのがあったら教えていただきたいと思います。

#### 北島委員長

残り2分ですので、簡潔にお願いします。

#### 七條もうかるブランド推進課長

ただいま、学校給食に有機農産物を積極的に活用してはどうかというようなお話でございます。

委員御案内のとおり、今の有機農業の技術につきましては、まだまだ生産場面におきましては慣行栽培に比べますと収量が少ないですとか、病害虫に被害を蒙りまして外形が劣るとか、それから安定的な生産、出荷が難しいというような一面がございます。

一方で、学校給食を含みます消費者の多くの方々には慣行の栽培と同様の品質を求めた上

で、更に低価格の物あるいは安定的な提供を求めるという志向がございまして、まだまだこの二者の間には大きなギャップがあるかと思えます。これらにつきましては、今後の技術開発等によって解消していかなくてはいけないものと考えております。

なお、有機農産物は安全・安心であって学校給食に是非、導入すべきだというお話だったように思うんですけれども、有機農業については環境負荷の軽減を図るとというのが一番の目的でございまして、こういった取組について教育の意義があることが一番大きなところでございまして、今の慣行の農産物につきましても、食品衛生法上等、適切に遵守されておまして、安全・安心であるということをお理解いただけたらと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

#### 扶川委員

一言、給食への導入というのは、単に、安全・安心だけじゃなくて、事業の目的に書いてあるようにCO<sub>2</sub>削減、化学肥料とか農薬を作らなくていいようになるわけですから、それは当然、非常に有意義なものだと思います。

それから、これから国際的な貿易の中で、欧米では有機農産物を食べる人が増えていきますから、日本の輸出にも関係してくると思えます。いろんな角度でしっかり進めていただきたいということをお願いして終わります。

#### 北島委員長

再度でございますが、換気のため5分間休憩いたします。(15時02分)

#### 北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(15時06分)

質疑をどうぞ。

#### 古川副委員長

最後の委員会ですので何点か、できるだけ早く終わりたいと思えますけれども、まず補正予算の追加提案が出ていますので、1点だけお聞きします。

資料の14ページ、農山漁村振興課ですか、土地改良施設維持管理費が3億円近く減額しているのですが、これは工事をやめたとか何か理由があるのですか。

#### 柿原農山漁村振興課長

ただいま古川副委員長より、農地総務費の3億円ほどの減額について御質問があったかと思えます。

ここの中で一番大きい④土地改良施設等維持管理費の項目で2億9,000万円ほど減額となっております。

これにつきましては、多面的支払交付金の国費分が、当初我々が要望していた額よりも減額といたしますか、来なかったことによりまして減額となったものでございます。地域の地元の活動を支援する予算となっております。

ただ、予算がなくなったので活動が行われなかったかというのとは別でございまして、

地域においては活動計画に基づいてしっかり活動していただいております、そういった中で、国の予算の範囲内で活動を支援しているという状況になっておるところでございます。

古川副委員長

ということは、求めていた国の予算は全然付かなかったのですか。それとも、かなり付いて、一部が付かなかったのか、ほとんど付かなかったけれどほかの方法でやれたということですか。

柿原農山漁村振興課長

この予算につきましては、当初7億7,500万円ほど予算計上をさせていただいておりますが、国費からは4億8,000万円ほどの割当てがあったということでございます。

ただ、地域の活動自体は、草刈りでありますとかそういった作業をやらないと農地を保全はできないので、そういう活動はしっかりやっていただいているのですが、交付金としての配分がこの分だけできなかったということでございます。

古川副委員長

半分強ぐらいしか付かなかった、何億円も減ったけれども支障がなかったというのなら、初めはどうしてそれだけ必要だったかという部分がよく分からないのですけれど、何かコメントはありますか。

柿原農山漁村振興課長

支障がなかったということだけでなく、もちろんその分は地元の方が負担したとか、いわゆる出役といった形で活動していただいております、費用があればよりよい活動ができたかとは思いますが、農地を維持していくための、いわゆる最低限の活動は行えたということでございます。

古川副委員長

みんな出役でやってもらったという割には、3億円はかなり大きい額かなと思いますけれども、そのあたりの説明を後でもうちょっと詳しく聞きたいなと思います。時間もあれなので置いておきます。

あと、ターンテーブルのことについても、いろいろ説明があつて意見もありました。

ターンテーブルはホテルとかも併設して全国でも珍しい施設で、こういったチャレンジした取組はどんどん積極的にやってほしいと、更に進化させてほしいなと思っています。

特に、農林水産部が所管しているという強みを生かすとともに、全庁的な施設なので全庁的な連携という部分もしっかり、長年たってくるとほかの部局は余り相手にしてくれなくなるかとは思いますが、うまく意見を求めていく、うまく巻き込んでいくというのが大事だと思いますので、農産物という部分は結構前に出ていきますが、ほかの物産とか観光振興とか、その部分もしっかりやっていって、ついでには徳島への交流とか移住とかにしっかりつなげていくことが大事だと思います。特に、課だけではなかなかできない部分

もあるので、このあたりは部長のところでしたら、全庁的な会議の中でもいろんな機会を見つけて巻き込んでいくような工夫は諦めずにやっていってほしいなと思っています。

事務的な確認なんですけれど、資産管理者への賃料はこの額で、後の転貸借の関係のお金のやり取りというのはどんな形になっているのか、ちょっと教えてください。

七條もうかるブランド推進課長

副委員長の御質問は、転貸借の相手方でありますターンテーブルとの交渉あるいは賃料についての御質問かと思えます。

(「お金の動きがあれば」と言う者あり)

現在、まず施設を借り受けますジャパンアセットマネジメント社との交渉を優先して進めておまして、これがほぼ決着いたしましたので、この金額を基にターンテーブル社と協議を進めておるところでございます。賃料はもとより施設の管理区分ですとか、修繕の取扱いですとか、それから向こう5年間の運用条件などについて細かな最後の詰めをしておまして、現時点において決着した数字、内容は御報告できない状況でございます。

古川副委員長

次の契約の額はまだ分からない、今はどんな形になっていたんでしたっけ。

七條もうかるブランド推進課長

現在、施設につきましては、ジャパンアセットマネジメント社からおおむね5,000万円の規模で借受けをいたしまして、ターンテーブル社には2,000万円で貸付けを行っております。

なお、コロナ禍の影響が非常にございましたので、一昨年よりおおむね2年間、減免させていただいておるところでございます。

古川副委員長

5,000万円で県が借りて2,000万円分は貸料でもらって、県は3,000万円の持ち出しで、それ以外の方は企業努力の中でやってくださいという形ですね、分かりました。

当然コロナとか災害的な、想定できないようなことが出たら、そのあたりは考えてあげなくてはいけないというのは当然かなと思います。

ただ、コロナも大分長くなってきたので、もうコロナのことは次の契約の中では織り込み済みということで考えてやっていってもらったほうがいいかなと思います。コロナも令和4年度で終わるかどうかもまだ分からないところもありますし、逆にインバウンドなんかは割と急速に回復するのではないかみたいな観測もあったりして、分かりにくいところもあるので、コロナが続いたときはこの額で早く解決したらこっちの額みたいな、何年まで続くかというのは分かりませんが、そういう捉え方でいいのかなと思います。

あと、これも細かいのですが、参考の収支見込みのところ、4年度は影響が続く、5年度、6年度のほうはコロナの影響が薄らいでくるのだけれども赤字幅は増える、費用は増すという、120万円の赤字が200万円の赤字になってくるのはどういうからくりなんですか。売上げよりも費用が増えるんですか。

## 七條もうかるブランド推進課長

向こう3年間、若干の経常利益のマイナスを見込んでおります。

まず、4年度につきましては、これまで同様コロナの影響が続くものという想定の中から、飲食そして宿泊部門が共に不調という見積りでおります。

5年度、6年度につきましては、一定の飲食が回復するとともに、インバウンド需要についてはまだまだ回復は鈍いかなという見込みでありますが、宿泊部門についても国内利用を含めまして、徐々に回復してくるものかと思っております。

費用面で見ますと、徐々に回復するにしても、お客様をお迎えできるようにフルセットでホテルを御準備するとなりますと、満室にはならないけれども一定の金額が必要になることから収支はそれほどよくなるまいといったことから、売上げに対して費用の割合が少し高くなるというような見込みでこういった数字になっているものと考えております。

## 古川副委員長

あと、先ほど冒頭で言った、ホテルを持っているというところの強みをしっかりと生かしていくことが大事だと思っておりますので、ホテルの部分、ドミトリ形式ですか、そういう特長も生かして、できるだけ徳島の情報を提供できるような、体験、機会を創出するとか二つぐらい出ていますけれど、そのあたりをしっかりと取り組んでほしいなと思えます。

私も議員になってホテルに泊まる機会がかなり増えたので、ちょっと空いた時間にぱっと見るものがあつたらいいなというのはよくあります。

携帯なんかは電車の中でずっと見ているので、余り見たくないなと。空いた時間に旬の情報がもらえたり、特にアクセス数の情報が分かりやすく、そんな情報を提供できるようなものもあつたらいいのかなと思っておりますので、そのあたりも工夫をしていただいて。

今日、NHKの「あさイチ」で徳島の特集をやっていましたけれど、県内の者も知らないような情報もいっぱいやっていたので、そういう旬の情報を提供していただけたらいいなと思えます。

冒頭でも言いましたけれども、農林の部分とそれ以外の部分と、両方しっかり追求してやってほしいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと最後に、9月定例会で質問しましたソーラーシェアリングの部分です。

先ほど農地の話も出まして、農水省のほうは農地の減少の懸念をかなり言っています。いろんな課題はあるのですが、県のほうの答弁の中では逆に、いろんな課題もある一方で経営改善にもつながる手法だということも言われて、先ほど出たみどりの食料システム戦略とか第6次エネルギー基本計画の中にも盛り込まれている、いろんなところで優良事例も出てきているので、実効性のある手法を検討して、脱炭素と農林水産業の両立に取り組んでいきたいみたいな前向きな答弁だったと思えます。これをしっかりと進めてほしいなと思っております。特に、FITなんかの経済的な手法をとると、どうしてももうけ主義になって乱雑な取組になるので、だからこそ行政がしっかりと絡んで優良事例を作っていくというのが大事だなと思っております。このあたり脱炭素との両立をしっかりと検討して取り組んでいくということなので、この期間にどういう検討がなされて、来年度

に向けてどういう形で進めていくのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

#### 松本農林水産政策課長

ただいま古川副委員長から、ソーラーシェアリングにつきまして県としてどのように進めていくのかとの御質問を頂きました。

営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングでございますけれども、営農と発電を両立させるということで、副委員長からお話しいただきましたように、農家の経営改善につながりますとともに、脱炭素化への貢献が期待されている制度でございます。この制度がスタートしたのが平成25年度からでございます。それ以降、全国的にどんどん広がっている状況でございます。今年度で9年目を迎えたところで、委員からもお話しいただきましたけれども、いろいろな課題も見えてきたところでございます。

こうした中、国におきましては、課題を明確化して今後の望ましい営農型太陽光発電の在り方を検討するため、産学官の有識者による会議を今月2日に設置いたしまして、議論をスタートさせたところでございます。

この会議の主な論点といたしましては、工学的視点、農学的視点、それから経営的視点の三つの視点から、例えば実態として太陽光パネルの下での営農に支障がある構造となっていないか、また台風などで倒壊して残骸が放置されるおそれはないか、また途中で営農を放棄するという事で農地の力の低下を招くのではないか、また、これも副委員長におっしゃっていただきましたが、営農者と発電事業者が異なる場合が全国的にも多いということで本来の事業目的が不明確となっているのではないか、こうしたことを踏まえて、発電と営農を継続していくための方策も必要でないか、などの項目が挙げられているところでございまして、今後具体的な対応策の検討がなされるものと考えております。

県といたしましては、こちらの会議におきましての検討で、今後制度の改善とか見直しも想定されますことから、この会議の議論でございますとか国の対応につきまして、まずはしっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

ただ、現行制度がございまして、これにつきましては引き続き制度の適正な運用はもちろんしっかりとやっていくということと、産地の強化、地域の農業の発展に資する、さらには温室効果ガスの削減につながる優良な取組につきましては県内にしっかりと広げていけるよう、市町村でありますとか関係団体とも連携いたしまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 古川副委員長

しっかりと検討してくれているということなので、こういう新しい取組、いろんな課題がある取組というのは本当に難しい部分があるので、やらないほうがましかなみたいな、ネガティブな意見のほうが強くなりがちなんです。

ただ、今の温暖化の状況を考えて、この間グラスゴーのC O P 26でもありましたけれど、この10年が大事だということで、10年でできることになると太陽光パネルというのが大きな部分を占めてくると思います。

エネルギー起源のC O 2が85パーセントを占めている中で、どうやって再生可能エネルギーを使っていくかということで、太陽光パネルがこの10年間では主力になってくると思

います。日本なんかは、面積当たりのパネルの設置率は既にかなり高いですから、新たなところを開発していかなければなかなか目標達成は難しいところがあります。目標を達成しないと厳しい状況になっていきますので、いろいろ困難はあると思いますが、積極的に進めていってほしいなと思います。よろしくお願ひいたします。

北島委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

扶川委員

岡議員が本会議で質疑しておりました徳島化製に対する補助金については、以前から私も支給は必要ないという立場で来ました。それでも、大事な予算がたくさん入っている第1号の中で、それに反対するにはしのびないということです。ずっと賛成してきたんですけど、今回ばかりは記念オーケストラのあの答弁を聞いてかなり頭にきておまして、それで、この部局ではこんな不誠実な対応がされていないと思いますけれども、しかし、無条件には一任できないなという気分になっておまして、今年ばかりは残念ながら同意できないということです。

北島委員長

それでは、農林水産部関係の議案第1号につきましては御異議がございますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、令和4年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第11号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第16号，議案第36号，  
議案第37号，議案第50号，議案第59号，議案第60号，議案第61号，議案第62号，  
議案第64号

以上で，農林水産部関係の審査を終わります。

次に，お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは，そのようにいたします。

次に，当委員会の閉会中継続調査事件について，お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件につきましては閉会中に調査することとし，その旨，議長に申し出たいと思っておりますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので，一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして，委員各位におかれましては，この1年間，終始御熱心に御審議を賜り，また，委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深く御礼申し上げます。

おかげをもちまして，委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに，委員各位の御協力のたまものであると心から感謝いたします。どうもありがとうございました。

また，農林水産部関係の審査に当たり，理事者各位におかれましては，常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき，深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分に尊重していただき，今後の農林水産行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

終わりに当たりまして，報道関係者各位の御協力に対しましても，深く謝意を申し上げます。

依然，新型コロナウイルス感染症が県民生活や県農林水産業における生産者の皆様，また，関連する事業の皆様にも多大な影響を及ぼしているところであります。

皆様方には引き続き，感染防止対策に万全を期していただき，それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念いたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

1年間，どうもありがとうございました。

森口農林水産部長

農林水産部を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。

北島委員長そして古川副委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、農林水産行政につきまして終始御熱心に御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見、御提言を私どもはしっかりと受け止め、現在、新型コロナウイルス、オミクロン株の感染急拡大により一段と厳しい局面を迎えております県内農林水産業者の皆様<sup>べんたつ</sup>の業と雇用をしっかりと守り抜くことはもとより、本県農林水産業の発展、農山漁村の振興に向けて、職員一同全力で取り組んでまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

北島委員長

それでは、これをもって経済委員会を閉会いたします。（15時31分）